

官報

号外 昭和二十二年十一月八日

第一回 参議院會議錄第四十六号

昭和二十二年十一月七日(金曜日)午前
十時十九分開議

議事日程 第四十五号

昭和二十二年十一月七日

午前十時開議

第一 國務大臣の演説に関する
件(第二日)

第二 農業協同組合法案(内閣提
出、衆議院送付) (委員長報告)

第三 農業協同組合法の制定に伴
う農業協同体の整理等に関する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御
異議がなければ朗読を省略いたします。
去月三十一日予算委員長から提出した
左の調査承認請求書に対し、議長は、
去る四日これを承認した。

徴税機関の予算に関する調査承
認請求書

一、事件の名称 徴税機関の予算に
関する調査

一、調査の目的 徴税方法の改善を
図るため現下緊急の税務官吏の待
遇及び徴税費の引上問題等を調査研
究する。

一、利益 現下の徴税上の緊急問題
の解決に資する。

一、方法 小委員を設けて関係者か

ら意見を聴取し、且つ必要に應じ
実地を調査する。

一、期間 今期国会閉会中

右本委員会の決議を経て参議院規則
第三十四條第二項により要求する。
昭和二十二年十月三十一日

予算委員長 櫻内 辰郎

参議院議長松平恒雄殿

昨六日衆議院から左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は、即日これを予
算委員会に付託した。

昭和二十二年度一般会計予算補正
(第六号)

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は、即日こ
れを農林委員会に付託した。

自作農創設特別措置法の一部を改正
する法律案

同日左の質問主意書を内閣に轉送し
た。

小作料金指定價格不公平に関する質
問主意書(木曾三四郎君提出)

水害地農民に麦種子並に菜種子配給
等に関する質問主意書(小川友三君
提出)

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。

農地調整法の一部を改正する法律案
中修正

○議長(松平恒雄君) これより本日の

會議を開きます。日程第一、國務大臣
の演説に関する件(第二日)、昨日の川
上嘉市君の質疑に対し、國務大臣より答
弁がございまして、この際許可をいたし
ます。水谷商工大臣。

〔國務大臣水谷長三郎君登壇、拍
手〕

○國務大臣(水谷長三郎君) 昨日川上
議員から貿易の問題に関する御質問が
ございまして、それに答弁いたしま
す。

御質問の第一点に申されました三億
二千万ドルの輸入超過額は、食糧のみで
なく輸入全体の入超過額でございます。

六月末以降のドルの入超の集計は、ま
だ司令部から明示はありませんが、本
年末までの見込は凡そ四億ドル程度で
はないかと考えております。

次に、食糧輸入が四億ドルになると
いうお話でございましたが、食糧の輸
入のみで四億ドルに達するといふよう
なことはなく、今後の相場にもよりま
す。現在の見込では二億ドル強で
済むのではないかと考えております。

又爲替レートがいかに決まるかは目下
のところ何とも言い得ないのでござい
ます。が、いずれに決まりましたら、
円に対する爲替レートは輸出にも及ぶ
ものでございまして、御指摘になつ
たようなバランスには関係ないと思
います。而して輸出入のバランスを取る

ためには、各般の輸出振興策を講じて
おる次第でございまして、それにも
拘わらず日本経済が再建できるまで
は、多少の輸入超過は止むを得ないと
考えております。併しそれ以後は十分
バランスが取れるものと確信いたして
おる次第でございまして、バイヤーとの
契約は十月末までの集計が四百萬ドル
程度でございまして、現在のところ
政府対政府貿易の商品が大部分でござ
いまして、民間貿易の許された商品の
範囲が狭いので、まだ各國のバイヤー
が集まつておるわけではないことと、
バイヤーはストック商品を購入するの
が主たる目的でなく、將來の取引の途
を開くことを主たる目的として来てお
るなどのために、現在の状態では相当
の成果を収めておると言えるのでござ
いまして、その契約成立の金額の大小
は、必ずしも日本の貿易全体を決定す
るようなものではないかと考えておる次
第でございまして。

次に、第二点の外資の問題は御心配
の通りでございまして、政府といた
しましては、外資の流入により日本経
済を擾乱し、或いは現存投資と二重投
資を招くようなことを避けて貰いたい
と考えております。日本の企業家は、
手に余る企業を創設するよう外資の
導入を考慮して貰うより関係先と交渉
中でございまして。

御質問の第三点につきましては、
レートが著しく不利となる輸出商品
は、許可に当り十分検討を加えまし
て、不利な輸出は承認しない方針にな
つておるのでございまして。

更に又川上議員の御質問は、すでに
事業界は原料高、購買力の減退のため
に行き詰りの現象を見つつある。政府
は事業の破綻にいかに対処せんとする
かという御質問でございまして、この
点につきましては、御案内の通り事業
界が現在極めて困難なる状態に達して
おることは御説の通りでございませ
んが、これが打開の方策は、個々の事
業体の基礎である産業経済全般に対す
る諸般の対策を、総合的且つ強力に推
進するより外ないのでございまして、
かような見地から現内閣といたしまし
ては、いわゆる経済緊急対策を樹立し
たしまして、鋭意これが実施に努めて
おる次第でございまして。而して右緊急
対策がその実効を挙げるためには、事
業界自体はもとより、國民の各階
層を通じて、現下の経済危機を突破す
る固い決意を持つて、心からの協力を
得ることが極めて肝要であると思えて
おる次第でございまして。以上簡単に御
答弁申し上げます。

○議長(松平恒雄君) 昨日に引続き質
疑を許します。板谷順助君。

〔板谷順助君登壇、拍手〕

○板谷順助君 私は昨日大蔵大臣の財
政演説に對しまして、諸君のお許しを
得まして、所見を質したいと思つた
のであります。承りますれば、大蔵大臣
は少々健康を害しておられるといふこ
とでありますから、時間の関係もあ
り、私は大体大綱についてお尋ねをす
るつもりでありますので、暫く御辛
抱の上お聴き取りを願つて置きたいと
思つたのであります。

今回予算の編成に當りまして、再三
再四編成替えをされて、政府当局
の御苦心に對しましては大いに敬意を
表する者であります。併しながら予算

の編成につきまじれば、先ず第一は國民の所得、國民の所得を基礎としたして、いわゆるこれに對するところの租税の割合を決めなければならぬ。然るに昨日大蔵大臣の御説明によれば、國民の所得は概算九千億圓ある、これに對する二三%であるという御説明であつたのであります。併しながら現在我が國の經濟状態、御承知の通り敗戦の結果殆んどあらゆる方面が荒されておる。或いは財産税を取られる、財閥は解体され、又更に非常なるところの戦災を蒙つておる。あらゆる産業が殆んど萎靡銷沈の状態でありまして、であるから若し政府当局が、國民の所得が九千億圓あるとしたならば、数字的にこの概算を示して頂きたい、私は恐らくは現在の状態においては、國民の所得は五千億あるかなしかと思つてあります。

〔その通り〕と呼ぶ者あり。若し仮に五千億の國民所得としたら、御承知の通り昨年度におきましては、國民一人当りは八百九十圓、又本年度の本予算におきまして、その当時の人口に比較いたしましたして、一人当りが千三百六十六圓、即ち当初予算におきましては、租税の概算が六百八十七億圓、然るに今回の追加予算が、諸君も御承知の通り六百三十五億圓であります。若しこれを本予算と合計いたしましたならば、國民一人当りは殆んど二千五百圓であります。即ち國民所得の五〇%である。更に加ふるに地方の租税を加えるといたしましたならば、恐らくは私は國民所得の殆んど七割以上にあつたことと思つてあります。果して我が國の國民經濟においてこの負担に堪え得るや否や、これが重大問題

である。御承知の通り新円階級、いわゆる新興階級は別問題といたしまして、國民の大部分は食生活に追われ、消費經濟におきましても、殆んど赤字を續けておる今日の状態でありまして、論より証拠、現在の租税が果して予定通りに納つておるか、聞くところによれば、昨日大蔵大臣もこの議場において言明しておる。租税の滞納は殆んど百億圓あるという。百億圓の租税の滞納の現在の状態でありまして、或いは中に殺いものがある。演劇劇場のごときは殆んど七千万圓の滞納があるという。これが発表されておる。或いは又俸給の階級におきましては、これはあらゆる階級に天引で以て差引きするものである。これは満足に納つておるであらうが、現在の各会社は赤字続きでありますから、或いはこれを融通しておるかとも知らない。現在百億圓のこの滞納、これを一体どう処分するか。然るに今申上げました通り、殆んど國民の所得に對するところの七割以上の租税をかけた場合において、國民がその負担に堪え得るかどうか、これが私は重大問題と思つてあります。これは中央税であるが、更に地方の財政状態はどうであるか、私の聞くところによれば、各都道府縣が今回いわゆる自衛、自治的に地方の財政を賄わなければならぬという建前になつておる。その關係におきまして、あらゆる財源を濫つておるにも拘わらず、全國においてどうやらこうやら賄い得るといふのは栃木縣一縣であります。この栃木縣も今回の水害において果して收支償うかどうか、これが現在の事情であります。東京都のごときは四億圓

の營業収益税をかけておるにも拘わらず、驚くなれば三百萬圓より取れておらん。であるからいかに大蔵大臣が健全財政と申しましても、中央においても地方においても、税の收入の關係がかくのごとき状態でありまして、これに果して健全財政と言われるか、私は現在の我が國の經濟状態は、徒らに私は前途を悲觀するものではありませんけれども、丁度ドイツが破産の状態に突入するといふより、殆んどそれに類似したところの狀態に我が國の經濟状態は近きつゝあるという有様であります。若しこのまま進んで行つたならば我が國は破局の状態に陥る。これは昨日大蔵大臣も説明されておる。〔石橋さんはそう言わんぞ〕と呼ぶ者あり。石橋さんの時と現在は状態が違ふ。ます、インフレは悪化しておる。でありますからして、我が國の前途に對しては非常に憂うべきところの財政状態でありまして、現内閣は御承知の通り組閣以來すでに六ヶ月経つておる。勿論現在の財政状態におきましては、誰がやつてもなか／＼容易ならぬであります。片山総理大臣は施政方針の演説において何と云つておる。我が國を救ふことについては一大國民運動を起さなければならぬといふことを言つておる。一体何をやつておる。國民は耐乏生活を要請することは、これは勿論のことでありまして、先ず第一にいかなる場合においてもインフレを克服するといふこと、これが先決問題であります。インフレ克服に對するところのいかなる手を打つておるか。

更に又問題は行政整理であります。予算編成につきまじりては歳出をできるだけ削減する、これが先決問題である。現に西尾長官もここにおいでになりましても、官公廳におきましても、或いはあらゆる産業におきましても、人員整理せざる限りは決して産業の合理化はできない、といふことを最近において発表されておる。一体行政整理に手を果しておるか、而も經濟緊急対策におきましては八項目の重大政策としてこれを並べておる。いかなるところの手を打つておるか、又將來において行政整理に對していかなるところの成案を持つておるか、この点を明らかにこの際発表願ひたい。〔拍手〕〔自由党の一枚看板だ〕と呼ぶ者あり。この整理なくして決して日本の財政はいかなる大蔵大臣が健全財政と言つても、健全財政ができるものでは絶対にありません。〔ノノノノ〕と呼ぶ者あり。大體この度の予算に對しまして歳出方面を見ますと、生業の増進について、何ら積極的の予算を見出すことはできない。若しあるとしたならば一々ここに数字を挙げて並べて貰ひたい。或る程度分配に對するところの予算、これは勿論必要であります。ありますけれども今申上げます通り産業振興に對するところの、この予算にいかなるところの項目があるか、若しあるとしたならば御発表願ひたい。御承知の通り昨日も大蔵大臣は言つておる。我が國の生産量は戦前に比べて三割、而も施政方針の演説において片山総理大臣は、我が國の生産は三割と言つておる。その後いかなる増進を見ているか。然るに一面に

において人件費は五割以上にあつておるのであります。恐らくはあらゆる産業が赤字続きであつて、殆んど現在の状態では生産の増進など思ひもよらない。〔首を切つたらどうする〕と呼ぶ者あり。これに對する一体いかなる政策を持つておるか。〔実のない質問だね〕と呼ぶ者あり。これを承わりたい。

〔堂々やれ〕と呼ぶ者あり。

大體現在の我が國の財政の状態におきまして、國民が最も関心を持たなければならぬことは終戦処理費であります。勿論敗戦國の義務といたしまして、司令部の命令に對しては絶対に服従せねばならぬところの我々は義務を持つておるのであります。これは当然であります。併しながらこの終戦処理費は御承知の通り六百四十二億、殆んど全予算の三分の一であります。義務は持つておりますけれども、我が國の財政状態が殆んど破局に瀕しておる、或いは資材におきましても、資金におきましても、國內の再建に對してすらも十分に賄い得ない。そこで私はこの点につきまして政府を通じていゆる敗戦國の叫びの聲として連合國に懇請をしたい、どうかして我が國が再建をし、日昇のつぐまで連合國において、資材なり或いは資金なりの一時の御融通を願ひたい。援助をして貰ひたい。この点につきまして私は政府を通じて國民の声として連合國に懇請をする次第であります。又歳入の点を見ましても、御承知の通り租税が本予算におきましては、諸君も御承知の通り六百八十七億、然るに今回の追加予算は六百三十五億、この歴大なるところの租税であります。ところが恐らくはこの度の追加予

算は、私は新興財閥を目標としておるものと信ずるのであります。〔ノー・ノー〕と呼ぶ者あり。現在我が國においては一体資産家らしい資産家があるか、でありますからして、恐らくは大衆課税を目標として或る程度までは取らざるやならん。新興財閥については、御承知の通りいわゆる新階級はるるな帳簿を持つておらん。或いは團圓會社を作つておる、これに對するところの徴税をいかなる方法によつて取るか、只今も申上げます通り、もうすでに前期においては百億円の滞納があるじやないか、いかなる方法によつてこれを取るか、若しこれに對するところの具體的の案があるならばお示しを願いたい。大体インフレの増進ということについては通貨面が非常なるところの影響がある。私はこの通貨の標準を定めるということについては國民の所得なるものを基礎とせなければならん。私をして言わしむるならば、昨日大藏大臣は通貨審議會を設けるといふことをおつしやつておる。そんなことはもう遅いのだ。國民の所得を合したならば恐らくは千億、千億円が現在の我が國の國民の所得と物價の將來に對するところが適當な、いわゆる適正通貨じやないかと思ふ。然るに現在一体幾ら出ておるか、千六百七十億出ておる。或いは最大限は千五百億程度といつたしましても、この通貨縮小に對するところの何故早く手を打たん。恐らくは本年の年末においては、これが二千億を予想されておるのである。二千億を予想されておりますけれども、恐らくは私は大部分が政府資金があると思ふのである。この膨大なる予算に對して、

政府資金なるものが相當に出ることは免れない。従つて民間に手が廻らない、金が廻らない、廻らないのでありますから、現在御承知の通り、いわゆる個人資金なるもの、高利貸なるものが跋扈しておつて、月に一割、甚だしきは一割五分、中小商工業者はこの非常なるところの高利を使つて商賣しておる。であるからこれが物價に對する非常な影響を來しておるといふことは言うまでもないことである。政府はこれに對する一体いかなる処置を取るつもりであるか、對案があるならば一つ御発表願いたい。

次に、國民の注目的になつておるのは、いわゆる特別會計であります。御承知の通り、この度の予算において、鐵道會計において五千億圓、通信會計において二十五億圓といふものを一般會計から支出することになつておる。昨日大藏大臣の説明によれば、將來この金を返すのだと、こゝろ言ひ、一体いつの時期にこれを返す目的があるか、鐵道會計におきましては五ヶ年計画を立てている。これが七ヶ年に延びておるのであるが、この一般會計から國民の負担において、いわゆる特別會計官業なるものは、いわゆる独立採算制なるものを基礎として立たなければならん、この國民一般の租税によつてこれを負担するといふことにつきましては、國民に十分なるところの理解を求めなければならぬのであります。で、この鐵道に對するところの現在の状態が一体どういふことになつておるか、諸君も大体御承知でありましようが、昭和十二年においては二十四万人の従業員であつたのであります。然るにその後段々殖えまして、昭和十六年においては三十八万人、現在においては六十万人である。即ち鐵道キロ當り昭和十二年においては十二人であつたものが、現在においては二十九人である。これが現在の事情である。或いは労働基準法拘束八時間制度によりまして、人間の殖えたと、これは止むを得んといつたしましても、現在の状態において果して人員がこれだけのいのかどうか、國民に納得させるといふことについては、これに對するところの十分の説明を求めなければならん。これを國際的に見ましたならば、アメリカにおいては一キロ二人半、即ち日本の十分の一以下であります。勿論アメリカにおいては機械力を利用して、又この度戰災によりまして修理補強せねばならんといふ問題がありますから、これに對するところの人員の必要とでありまうことは申すまでもないことである。特別會計なるものを處理するといふことについては、運輸當局は最善の注意を拂つて、國民によく納得させざる限りは、一般會計から五十億を補填するといふことについては、これは重大問題である。通信事業においては、その通り、二十五億圓、恐らくは通信事業におきましては五十億の赤字が出ると思はす想しておる。独立採算制を取るといふことにつきましては、いわゆる現業と官廳の行政といふものと分離をして、これを明らかにするその必要がある。これに對するところのいかなる成算を持つておるか、この点について私は伺いたい。

政整理の問題、これらの問題を解決せざる限りは、現内閣の存立の意義はないと私は信ずる。(拍手)

又共産黨に對して司令部が一体何と言つておるか。笑。現在の産別はまだ我々の味方ではないけれども、將來においては、産別そのものは我々の味方として活動する。これはいわゆる独裁であるといふことを司令部の一部の人が発表しておる。恐らくは、独占禁止法案なるものが、果して全國のこの組織に對していかなる影響を及ぼすか。(自由黨も農民組合を持つておるぞ)、「黙れと呼ぶ者あり」黙つて聞き給え。(しつかりやれと呼ぶ者あり)この點に對して若し意見があるならば発表して貰いたい。

要するに、我が國の現状は非常時であります。平素とは違ふ。であるからして、現在の我が國の状態が非常時であつて、殆んど破局に瀕しておるといふことを考えたならば、階級闘争、階級などはありやせん。(笑)階級闘争やストライキ、これらのこときものは、丁度病人に毒藥を盛ると等しい結果である。(拍手)今日の我が國の段階においては、断じて許すべきものではないと私は信ずる者であります。(拍手)要するに、片山總理大臣或いは内閣諸公もしばしば言つておるやうに、我が國を救う途は、何といつても、政府も國民もあらゆる人々が一致協力してこの難關を乗り切らん限りは、恐らくは我が國は破滅に陥るといふことを國民は覺悟せねばならん。現在是非常時であります。従つて又片山總理大臣は、一大國民運動を起すといふことを言つておる。一大國民運動を起して、國民

の段々殖えまして、昭和十六年においては三十八万人、現在においては六十万人である。即ち鐵道キロ當り昭和十二年においては十二人であつたものが、現在においては二十九人である。これが現在の事情である。或いは労働基準法拘束八時間制度によりまして、人間の殖えたと、これは止むを得んといつたしましても、現在の状態において果して人員がこれだけのいのかどうか、國民に納得させるといふことについては、これに對するところの十分の説明を求めなければならん。これを國際的に見ましたならば、アメリカにおいては一キロ二人半、即ち日本の十分の一以下であります。勿論アメリカにおいては機械力を利用して、又この度戰災によりまして修理補強せねばならんといふ問題がありますから、これに對するところの人員の必要とでありまうことは申すまでもないことである。特別會計なるものを處理するといふことについては、運輸當局は最善の注意を拂つて、國民によく納得させざる限りは、一般會計から五十億を補填するといふことについては、これは重大問題である。通信事業においては、その通り、二十五億圓、恐らくは通信事業におきましては五十億の赤字が出ると思はす想しておる。独立採算制を取るといふことにつきましては、いわゆる現業と官廳の行政といふものと分離をして、これを明らかにするその必要がある。これに對するところのいかなる成算を持つておるか、この点について私は伺いたい。

次に伺いたいとは、労働問題であります。諸君は昨日の新聞においても御覽になつたでありましよう。札幌におけるところの労働教育係長一体何と言つておるか。現在我が國の労働組合のいわゆる官公労働、鐵道において、或いは全通に對して、教育において、これらの人々が、即ち組合の役員六千五百人が千二百萬円の政府の金を使つておる、甚だこれは不都合であるといふことを発表しておる。これに對して労働大臣の出席を要求したのであります。が、おいでにならん。私は西尾長官よりこの弁明を一つ求めたい。これは官公廳ばかりじゃありませんぞ。例えはあらゆる会社におきまして組合長或いは闘争委員長、これらの人々が会社から月給を貰つて、仕事はせん。現場の仕事はしないで、いわゆるこの組合の仕事に對して後頭しておる。これで果していいのかどうか。規律が立つのかどうか。先般英國の労働員が参りまして、私共はこれに意見を盡したものであります。これは英國においては、労働組合は政治には關係しない。済懸問題が主たるものである。組合員個人は、それは理窟だと呼ぶ者あり黙つて聴け。いかなる組合に對しても、いかなる党に對しても、進退は自由である。併しながら労働組合そのものは政治には關係をせん。英國の労働組合は關係せんといふことを言つておる。果して日本の労働組合はこれに對していかなる態度を取るか、現在の内閣、いわゆる社会党は、御承知の通り労働大衆の味方である。勤労大衆の代表である。であるから、私はこの内閣に要求をする。労働問題、失業問題、企業整備の問題、行

あらゆる人々が自覚をして我が國を救う。これ以外の途はないと私は信ずる者であります。

どうか私が只今申上げましたる質問に対して、まだいろいろお話ししたいこともありますけれども、大臣が御覧、止むを得ずこの程度に止めて置きますが、只今申上げました点に対して、明解なところの御答弁をお願いいたします。(拍手)

〔國務大臣(西尾末廣君) 板谷君の御質問にお答えいたします。〕

官公廳の従業員組合の中に、政府から給料を貰つて、そのして政府の仕事をしてない組合運動に没頭しておる者が相当おるといふ点についての政府の所見を問われたようであります。誠に遺憾ながらその通りであります。これは労働組合本来の趣旨から申しますと、間違つたことでありまして、労働組合本来の仕事は、労働組合は自主的な組合でありますから、若し労働組合運動に必要な役員が要するとならば、組合員の醸出したる費用によつてこれらの組合の役員を給料を賜ふべきが正しい行き方であります。併し遺憾ながら日本の戦後の秩序が幾分緩んだときに、労働攻勢というものが非常な勢いで擡頭して來た。これに対する当時の政府の処置よろしきを得ないで、これを認めることになつたのであります。(「ひや〜」と呼ぶ者あり)(拍手)そこで現内閣になりましたら、閣議においてこの問題を取上げまして、これらの組合の仕事に専従するといふ者は、原則として認めないといふことを決定したのであります。

併しながら、一面労働組合を健全に育て上げるということは、日本の民主主義のためにも亦日本の將來の經濟の發展のためにも必要でありまして、これを急激に廃止するといふことは實際上困難でありますので、現在の状態から絶対増員しないといふこと、漸次これを減員して行くといふ方針を決めまして、「しつかりやれ」と呼ぶ者あり(これは労働組合との團體協約によつて漸次改めて行く方針を採つておるのであります。)

労働組合と政治運動の關係でありまして、イギリスの例を引かれましたが、日本のごとく資本主義の發達も遅れ、従つて組合運動の發達も遅れた國において、殊に戦時中組合運動が禁止せられておつて、戦後急激に組合運動が發達したといふ状態におきましては、必ずしもイギリスの労働組合運動のように行かないのは止むを得ないのであります。労働組合の仕事と政黨の仕事の區別は當然な事なればならぬのであります。その点がやや背馳しておる状態であることは遺憾であります。併し政府は労働組合法の精神に基づきまして、できるだけこれを正常な労働組合に發達せしめるように、と申しまして、亦労働組合がいわゆる政權を目標とするところの、ときには内閣を倒閣するとか、そういう純粹の政治的目的で組合が活動するといふことは絶対にこれは許されないのでありますけれども、小さい意味では、狭い意味では日常生活のこと悉く政治に關係しておるともいえるのであります。例えば勤勞所得税を撤廃して貰いたいといふ要求等も、それは政治問題と無關係とはい

えないのであります。その點の關係が相當具體的には面倒にならうと思ひますが、これは漸次労働者諸君の實際に組合運動をやつて行く経験を通過して、又日本の政治そのものが民主主義的にしつかりと打立てて行かれるのと相並びまして、これは段々改まつて行くものと考へておるのであります。(拍手)

〔板谷順助君「行政整理の問題」と呼ぶ。〕

國務大臣(西尾末廣君)(続) 行政整理のことは大蔵大臣がお答えになるかと思つて誤謬したのであります。御質問が御座りますからお答えいたします。(意味ははつきりしておるじやないか)と呼ぶ者あり)行政整理につきまして、この前私が公の席上で申しましたのは、將來經營の合理化が必要になるであろう、そういう場合には、政府は率先して行政整理から始めて行くつもりである、こういうふうにお申上げたのであります。現在政府の考へておられますところは、來年度予算をもう早急に組む準備をしなければならぬのであります。來年度予算を組むに當りまして、別な言い方をいたしますならば、來年度の政治の計画をするに當りまして、この問題を取上げたいと考へております。(拍手)

〔國務大臣(西尾末廣君) 板谷君の御質問にお答えいたします。〕

先ず第一は、昨日私が本席で國民所得の推算額が九千億と申したのであります。その内訳はどうか、こういうお尋ねであつたと思つてあります。これは実は安本の計算によるわけでは

ざいまして、昭和十年の國民所得を基礎として計出されましたものであります。大体九千億、八千九百三十六億と云うふうな相成るのであります。この計算の方法及び内訳等は詳細に亘りますので、実は予算總会に提出をいたしまして細かく御検討を願ひ、そうしてこの徴税が果してできるかどうか、この点が最も大事な点でありますので、十分御検討を願ひ、又御意見を申して頂きまして、政府としてその点を考へたいと思つ次第でございます。

それから税につきまして、大体滞納が百億に及んでおるといふことを昨日申上げたのであります。これは昨日も申上げたように、物納、或いは延納、それから滞納等を含めたものであります。物納等につきましては手続の相当進まないものもあるものであります。又滞納も相當の數にも上つておるのであります。それを總計しまして百億を超える、こういうことを申上げたのであります。實際この予算が実行されるかどうかといふことは、収入の面において収入の大宗をなす徴税をなし遂げ得るかどうかといふ点にかつておるのであります。板谷議員のその点はお説の通りでありますので、政府といたしましては、昨日申上げましたように、税務機構の強化、税務官吏の優遇費用その他の点をも十分踏ん張りまして、大きく國民一休となつて徴税に努力をし、徴税の實を完全にする。そうして折衝健全財政を採りまして、これが徴税の点で破れるようではございませぬ、更にこれが金融の点において隠れるようなことに

なりませぬから、そういうような心配にならぬように努めたい、かように考へておる次第でございます。

それから次の終戦処理費のお尋ねがございましたが、終戦処理費につきましては、実は七月十七日の閣議で大体内定をいたして、そうして三月にも及んでいろいろ交渉をいたしたのであります。延び〜になりまして誠に申訳ないことではあります。この終戦処理費につきましては、極力いろいろ交渉もいたし、尙且つ九月十二日の覚書までも寄せられて、公債ですといふようなことまでいたして、終戦処理費自体は、追加予算で三百九十億、總計して六百二十四億、こういうふうな數字まで至つたのであります。

尙資材の点についてもお話があつたのであります。この資材或いは日本の生産を今阻止しております。一つは、設備よりも資材の不足が非常にありますのでございまして、あれやこれやで資材を是非輸入して貰いたいといふこととの懇請を続けておるのでございまして、そういたしまして同轉基金その他をも十分利用したいと思つておるのであります。その同轉基金につきましても、大体運用の目算もつき、先方においての中合せも大体話がついたのでございまして、そういうことになれば、これによつても資材の輸入といふことは十分懇請をし実績を挙げたい、かように考へておる次第でございます。

尙インフレーションが通貨の面において、通貨が膨脹するといふこと、それを抑えなければいかん。こういうお話が一面でありますと同時に、金融の

面において一部においては何寒しておる、こういうことが生産を阻害する、附の金融がはびこつておる。こういうお話があつたのでありますが、これは、そういう事実も或る程度であるのであります。これは地方、中央に亘つての健全財政を貫くということがそれであり、又金融の面は、融資準備その他を立てまして、そして不必要な赤字金融はしない、必要な方面のみ金融をするということが必要であります。それと同時に尙徴税とか貯蓄運動、こういうようなことをいたしまして、通貨が市場に滞留し、或いは隠れておる通貨を吸い上げるといふ作用をいたし、必要な方面に資金を廻すという両面の作用をするということが必要であるわけでございます。一面においては、通貨の收納に全力を盡しますと同時に、他面におきましては、重点的に基礎産業、緊要なる産業に対する資金の融通、尙緊要なる金融につきましましては、貿易金融、中小金融その他につきましても、昨日申上げましたように、十分力を盡くしたいと思つております。それから昨日も申上げましたが、只今のところではこの金融のウェイトが復興金融庫にかかつておるのではありませんが、この復興金融庫につきましても、資金の運用と貸出を十分適正にいたしまして、そして遺漏のないようにいたしたいと思つますと同時に、市中銀行では、只今のところでは企業再建整備とか集中排除というふうなことで、貸出先に対して危惧を持つておりまして、そしてそれがため十分貸出しができない。それで一時

枠をそのまま保持しながら、その余つた金を取敢えず日本銀行に返して、というふうな現状があるのであります。これは何とか矯めたいと思つてあります。或いは信用の一時足らんものについては、復金の保証によつて市中銀行から貸出をして貰う。更にわずかしいものにつきましては、復金債を市中銀行が持ち得るペースの下に発行いたしました。復金債を以て復金から貸出をして貰う。こういうふうな点を考えまして、疎通を図りつつある次第であります。尙年末等については十分その辺は注意いたしたいと思つております。

それから附金融の点であります。これはいろ／＼の点を聞きますので、これについては、すべての附は減算するわけでございます。いろ／＼この事実を認めれば、この違反等の問題については嚴重に処罰をして行きたい。こういうふうにも考えている次第でございます。

それから特別会計につきましましては、建設勘定でなしに損益勘定の点におきまして、この十二月以降に用る赤字を埋合おすために、昨日申上げましたように、鉄道会計には五十億、通信関係には二十五億といふものを一時繰り入れをいたすのであります。併しこれには必ず經營の合理化、經營改善といふことをいたして貰ひまして、そして一時にとはいかんかも知れませんが、分割返還をして貰つて、更に一般会計へ繰り戻して貰うというふうな方法をも取ることにいたしてあります。(拍手)

〔國務大臣吉米地義三君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉米地義三君) 板谷さんの御質問中、私に關する点は二点あると思つてあります。第一点は只今大蔵大臣から触れました特別会計、特に鉄道赤字に対する填補の方法如何という点でございます。第二点は鉄道従業員が非常に多いじやないかという二点だと思つております。

その第一点につきましては只今大蔵大臣から触れておりましたが、この赤字の中の五十億円を一般会計から繰り入れて貰うことに相成りましたこととあります。大体鉄道の赤字は、前内閣時代に編成されました当初予算におきましては八十三億といふことになつておるのであります。この赤字をいかにして填補するかという点につきましましては、運賃の改正によりましてこの赤字を消そうといふことになつたのであります。そのためには新物價体系の一環としてこれを取扱ふということになりまして、去る七月に物價体系の振

合いから三倍半の運賃を上げたのでございませうけれども、それ以上に物價が高くなりまして、却つて赤字が増加するの止むを得ない状態になつたのであります。即ち従來最も多く使つておりました石炭の値段が一トンについて百八十五円でありましたものが、新物價体系におきましては実に千二百四十円になつたのであります。この高くなつた石炭、及びそれに準ずるような他の物資を使ひましたために、八十三億でありました予定の損失は却つて百六十億に達した次第でありました。そこでこの運賃によつて赤字を是正すること

になりますれば、一般物價にも影響し、國民生活にも重大なる關係を及ぼすこととございませうから、暫く現状のまま推移いたしまして、適當な機会に一面には經營の合理化をいたしまして、經營の節約と物資の節約を極力努力いたしますと共に、適當な機会には合理的な運賃の是正も考えなければならぬと存じておつたわけでございます。今回の五十億の赤字を予想いたしましたのは、毎月十億ぐらいづつの欠損が出ますから、十一月から三月までの五ヶ月間を予想いたしまして、普通ならば借入金で賄うのでございませうけれども、いわゆる均衡財政をとる建前から、一般会計から繰り入れをして頂き、そしてこの返済につきましましては一年、二年で返して行くことにあります。運賃の是正をいたします際にも非常に多く響きますから、今後七ヶ年間にこの借入金を適當に分割して返済いたしたいと考えておる次第でございます。無論それに対しましては極力經營の合理化、及び適當の機会には合理的な運賃の是正に俟つて、これを解決しなければならぬと存じておる次第でございます。それに対する研究は目下取進めております次第でございます。

それから第二点の鉄道従業員の人数多いこととございませう。御指摘になりましたように戦前と比べますれば、二倍半以上に達しておりますことは事實であります。併しながら、これはいわゆる輸送量の増加に比例いたしまして、必ずしもその量は多くなつておりませぬ。即ち人トシキに比例いたしません。戦前と大した違いはないの

であります。併しこれは一つの計算の仕方とございまして、決して人数が多くないというわけじやございません。戦時中いろいろな産業地域別の変化がありましたから、戦時中に増加いたしました部分で、戦後収縮いたしました地域もございませう。事業もございませうから、さうな所に配置いたしました人員は確かに過剩になつておる所もございませう。併しながら又一面において修理の増強を圖らなければならぬとか、或いは線路が衰頽いたしておるから、この保線の上には尙相當の人が要するといふやうな、一面に不足なところもございませうから、できるだけ配置轉換を合理的にいたし、適正なる人員を配置いたしたいと、現在努めておる次第でございます。尙自然に減少する人員に對しては、補充をしないということによりまして、自然減員の方法によりまして、御指摘になつた人員の整理も合せ行なつて行きたいと存じておる次第でございます。

簡単にございませうけれども一應……〔板谷順助君——現業と行政官廳との區別、それはどういふ御意見ですか。私質問しておりますから御答弁願ひますと述ぶ〕

○國務大臣(吉米地義三君) 現業の方につきまして今主としてお答えをいたしましたが、行政面に対する人員のこととございませうが、これは官廳全体に對して共通した現象でございませう。先刻西尾官房長官から話がありましたように、政府が全面的な行政機構及びその整理に向つて進む場合には、我々の所管いたします運輸省におき

ましても、その線に沿うてやつて行くつもりでございます。(拍手)

○國務大臣(三木武夫君) 板谷君の御質問中、通債関係の問題にお答えをいたします。御質問の要旨は、通信會計の赤字をどう処理するかという点にまつたと存じますが、板谷議員も御指摘になりましたごとく、本年度の通信會計の赤字は、若し繰入金がないといたしますならば四十三億円になるわけであり、これが今同一一般會計からの繰入れ二十五億円を差引きましても十八億六千二百萬円の赤字が出るわけであり、この通信會計の赤字は、その原因は、結局今回の予算は、今までの予算が千二百四億円の上に入件費は予算が組まれておつたわけであり、又物件費といたしましても、昨年十月ごろの物價を基準にいたしました物件費の予算が組まれておつたわけであり、それが御承知のような物價の騰貴、或いは入件費に至りましても千八百四億円に上つた。従つて、こういう基準によつて料金を決められておつたことが、今日の事情からいへば、その入件費、物件費と料金とはマツチをしていないということになるわけであり、従つて料金の値上げ等の問題もここに起つて来るわけであり、諸般の經濟情勢を考へまして、今回は通信料金の値上げをいたさない方針で進んでおります。今後郵便、電信、電話、保險、爲替等の部門に亘つて、事業の増收の処置を講じますと共に、或いは入件費の面において、或いは資材活用等の面において、支出の合理化を図つて、できるだけ經營の合理化によつて料金の値上げの時期、幅等を、國民の

負担を軽くいたして行きたい。併し適當な機会には料金の値上げをいたさなければならぬことになるかと存じます。従つて今回繰り入れられました二十五億円も、その將來の償還などにつきましても、値上げの時期とか値上げの程度等によつて二年、三年という短期の計画ではこの赤字を埋めることは困難であります。もう少し長期な計画を立てて、こういう繰入金の償還その他赤字を補填して、健全なる通信特別會計にいたしたいと、且下この案について検討を加えておる次第であります。お答えをいたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 大内四郎君

(大内四郎君登壇、拍手)

○大内四郎君 今回補正予算を提出されるに當りまして、昨日大藏大臣から詳細な御説明があつたのであります。が、極めて重大なる追加予算であり、しかも、当初予算を編成、提出されてから後におきまして、各般の情勢が變つておりますので、この追加予算を提出するの余儀なき事情につきましても、我々はこれを諒とする者であります。

この補正予算を眺めますと、この當局の苦心の跡が誠に歴然たるものがあるのであります。大藏大臣及び事務當局の勞苦に對しましては大いにこれを多とし、且つ敬意を表する次第であります。併しながらこの補正予算が第一号から八号までばらばらになつて提出され、又今後提出されようとしておるのであります。これがために國會は延長に延長を重ねるの止むなきに至り、この責任は一に政府にある

ということを、この機会に更に改めて明らかになつて置きたいと存するのであります。(拍手)

詳細の質問につきましては、時間の關係もありませんので、予算委員会に譲りまして、ただ主なる二三の点につきまして、政府の所信を質して置きたいと思つておられます。

先ず第一に、予算そのものについて伺いたいと思つておられますが、大藏大臣は、中央及び地方を通じて、飽くまで健全財政主義を堅持して行くといふことを言明されたのであります。我々はこの方針に對しましては全く賛意を表するのであります。一号から八号までの予算におきまして、九百二十億の追加額を提出され、本年度全体といたしましては二千六百六億の巨額に上るのでありますけれども、今回の補正予算によりまして、当初の予算において赤字を計上しておつたその分までも、普通歳入によつてこれを賄ふことになされた。そして大藏大臣の説明によれば、今度は實質的にも、亦形式的にも均衡を得た予算にした、こういうことであります。實質的に均衡を得ておるかどうかというふうなことにつきましては、いづれ委員会におきまして詳細に検討したいと思つておられますが、とにかく少くも形式的には均衡を得た予算を提出することができたといふことに對しましては、私共は大いにその勞を多とするのであります。殊に滿州事變この方絶えず赤字公債によつて予算の大きな部分を賄つて来たのに、今日初めてここに少くも形式的には收支の均衡を得た予算を作ることができたといふことは、確かに一

つの成功であると思つておられます。併しながら、昨日川上議員からお話を得ておるといふだけでは、健全な財政といふことは困難であると思つておられます。例へば、仮に非常に野放圖な歳出額を認めてこれを集計したところが、二千数百億円になつた。これに對して國民から、これを賄ふに必要ない税金その他を取立てなければならぬからといふので、重い税金をかけ、酒や煙草の値段も非常に引上げて、そして收支のバランスを合せ、極端な例ではあります。それでも收支の均衡を得た予算であるといふことができると思つておられます。併しながらこの際、我々としては飽くまで、できるだけ歳出はこれを抑えて、そして税金もこれをできるだけ少くする。酒や煙草の値上げもできるだけこれを少くして、國民の負担を軽くするといふことでなければならぬと思つておられます。予算の收支の均衡を合せるために或る一定の限度を超えて租税を引上げたり、或いは又酒や煙草の値段を限度を超えて上げるといふようなことになりますれば、予算はたとえ收支のバランスを合せましても、先程板谷議員からいろいろ述べられました。たとえ予算は收支の均衡を得ましても、その税率の引上げ或いは軍需品の値上げそれ自体がすでにインフレの原因となつて、或いはインフレを促進するものがあることは、前歐洲大戰後の歐洲諸國においても、今回の大戰の後におけるところの歐洲諸國の事情を見ましても、明らかであると思つておられます。又

ところであります。又同時に、余りに税金が高くなるというふうなことになるれば、一方において密造が非常に多くなる、闇の煙草も多くなるというふうなことでもありまして、結局税金或いは値上げの目的それ自体を達しないといふようなことになる虞れもあるものであります。例が少し違ひますけれども、曾て我が國におきまして、ダイヤモンドの輸入について関税をかけたことがある。初めは或る程度の関税をかけておる當時は税の収入も相當あつたのであります。ところが、替沢品の関税としてこれを極端に引上げましたところが、ダイヤモンドは相變らず國內へ入つておるのであるけれども、税収の方が少しも上らないといふような状態になりました。これは或る程度の限界を超えらうといふと、やはり危険を冒しても隠して輸入した方が合、或いは隠して輸入し勝ちになるというふうなことから來ておると思つておられます。

そこで今回の國民の負担が、先程板谷議員の言われたやうに國民所得の七割五分にもなつておるか、或いは大藏大臣の言われるやうに二二％であるか、そういう問題は非常に大きな問題であります。が、いづれそういう点については、委員会において詳細に検討されると思つておられます。大藏大臣はすでに昨日の財政演説におきましても、予算編成方針の第二として、財政、企業、家計を通じ、國民經濟全体を総合的に把握して、その再生産に寄與し、經濟再建に資すると共に、國民生活の安定確保を期する予算たらしめね

ばならない。こういうことをすでに言
つておるのであります。又大蔵大臣は
今回の予算の編成に当つて最善を盡
し、且つ最善を盡つたというよりな
ことを言つておられます。勿論大蔵大臣
は、主観的にはさうでありましょ
う。併しそれが果してその通りになつ
ておるかどうか、この点についても勿
論今後大いに検討を要する点である
思ふのであります。又昨日、大蔵大臣
は川上議員の質問に對しまして、健全
な國民經濟の基礎の上に、健全財政に
したかつたのであるが、併し今回は均
衡を第一にした。こういうようなこと
を言つておられますので、その口吻
から見ますと、いかにも今度は健全財
政を均衡第一にしたと言つてゐるの
で、均衡第一であるが、健全というこ
とは止むを得ず暫く後退しにされたとい
うふうにも聞えないのでもないのでは
ありません。こういう点につきまして、重
ねて大蔵大臣から明らかにして置いて
頂きたいと思ふのであります。

更に特別会計の赤字の問題、或いは
その補填の方法等につきまして、先程
板谷議員から詳細な御質問があり、又
各大臣から御答弁がありました。その
点につきましては、一應各大臣の説
明を了承する者であります。が、ただ
一つ私はここに伺つて置きたいこと
は、經濟緊急対策におきましては、す
でに政府は六月ごろいふことを言つて
おります。甚だしく過剰な従業者を抱
えている企業については、その合理化及
び健全化を図り、政府事業においても
率先して右の措置を講ずる。こういう
ことを言つておる。又更に經濟緊急對
策におきましては、政府の事業特別会

計については独立採算制の本旨を徹
底する。こういうことを言つてゐるの
であります。又歳相は昨日財政演説に
おきまして、合理的な經營を行なつて
おらないところの企業に對して、赤字
補填のための金融を行ふことなどが
あつてはならない。こういうことを言
つており、更に総理大臣は昨日この席
におきまして、自分は經濟緊急対策の
実施に専念しておるとまで言つておら
れるのであります。こういう經濟緊急
対策にすでに六月掲げられたことを、
今日尚これを實施に移されないので、先
程運輸大臣或いは通信大臣から伺いま
すという、尙將來研究するといふよ
うなお話であります。これはどう
も少し「少ししやない」と呼ぶ者あり、
公約に反しておりはしないかと思ふの
であります。総理大臣は本日ここに
おられませんが、すでに罷免権といふ
ようなもの祭動についてさへも奮勇
を揮われたのであります。こういう
公約の履行について更に勇氣を出
される必要ではないかと思
ふのであります。(いまに辞めるの
だろ?)と呼ぶ者あり。そういう点
についてここにはおられません。

(総理大臣を呼んだらよい。)と呼ぶ者
あり。責任ある御答弁をお願いし、又
國民にこの点を明らかにして置かれる
ことが必要ではないかと思ふのであり
ます。殊に先程からいろいろ御説明が
ありましたけれども、どうも納得する
ことができなかった。殊にこの根本の
赤字を克服するためにどういふ措置を
取られた、又どういふ措置を取らうと
しておるかといふことを、もつと國民の
納得の行くように御説明して頂きたい
と思ふのであります。

尙この際それに関連しまして勿論行
政整理の点につきましても、もう少し
具体的に御説明を御願ひいたしたいと
思ふのであります。

今回のこの予算につきましては、世
上においては、千八百円ベースと物價
体系を崩壊するものである、こういう
ようなことを言ふ人もあります。又あ
る者は、すでに千八百円ベースと物價
体系は崩壊してゐるのである、今回の
予算によつて更にその幅を大きくする
に過ぎない、こういうようなことを言
つておる者に対しまして、政府におい
ては、飽くまで千八百円ベースはこれ
を維持し、物價体系はこれを維持して
行くことができるというふうによつて
おるのであります。議論はどうで
もできると思ふのであります。併し事
実は争うことができないと思ふます。
今回の關東の水害において、私の知つ
ておる人が、表の門のところを閉め
て、そして水を防げたと思つておつ
たら、いつの間にか、中へ入つたら、
水が床の下まで来ておつて、慌てて壁
を上げた、こういうことを私に言つて
おつたのであります。口先だけで千
八百円のベースが維持できている、或
いは物價体系が維持できていると言つ
ただけではいけないのであります。こ
れは飽くまで事実を以てこれを証明して頂
きたいと思ふのであります。大蔵大臣
はさすがに良心的であります。(笑
声)補正予算は直接は物價体系を動
せしめるようなことではない、こういう
ふうに言つておられます。又、今後配給
物資の増加によつて実質賃金の充実を
確保することができれば、追加予算の
施行によつて賃金水準を危殆ならしめ
るようなことがない、こういうことを

言つておられます。言葉の末を捕える
ようでありませぬけれども、直接には影
響はないけれども、金融その他間接に
は影響があるといふことを認められて
いるようでもあります。又実質賃
金の充実を圖るということも極めて困
難、或いは殆んど不可能に近いので
はないかと思ふのであります。大蔵大
臣としてはこういう言い方以外には或
いは仕方がなかつたのであるかも知れ
ませんが、これ以上ここで議論をし
して水掛論をいたしても致し方が
ありません。こういう点につきまし
ても一應大蔵大臣から御説明を願つて
置きたいと思ふのであります。

次に今回の標準の値上げであります
るけれども、これにつきましては現に
国会閉会中でもありますので、財政
法の條項がたとえ施行されておらな
いいたしましても、少くも予め国会の
了解を得るといふことは財政法の精神
に合つておつたのではないかと思ふの
であります。が、政府の責任において
行われませんでしたことについて、この際こ
こでいまい一應大蔵大臣から御説明を願
つて置きたいと思ふのであります。総
理或いは大蔵大臣も煙草を喫われない
かも知れませんが、煙草は單なる嗜好
品として片付けてしまふには今日は余
りにも國民生活に必要なものでありま
して、

〔議長退席、副議長着席〕
この値段を著しく上げたり、或いは又
家庭の配給を削減するようなことは、
家計には極めて重大な影響を及ぼして
いるのであります。殊に國民はこれ
が特別会計の赤字の補填のために行わ
れたといふような経緯を聞いておりま
すので、若しそういう根本の点に手を
触れなければ、將來においても尙更に
これが引上げられ、或いは家庭の配給
が少くなり、殆んどなくなるのではな
いかといふことを慮れているのであり
ます。どうかこの点について國民の納
得の行くような御説明をお願いいた
したいと思ふのであります。

更に金融について簡単に伺ひいた
したいと思ふのであります。大蔵大臣
は財政を引締めた結果が金融面に轉嫁
されることになれば、健全財政は單
なる計數の遊戯に過ぎんと言つておら
れる。又財政資金、産業資金共蓄積資金
の範圍内で賄ふことが必要であるとい
ふことを言つておられるのでありま
す。私共はその方針につきましては全
く賛成するのであります。そこで大
蔵大臣に伺ひたいことは、飽くまで昨
日言われたような健全金融の方針を文
字通り一体行なつて行かれるのかどうか
という点であります。勿論これを行な
つて参りますれば、産業資金その他の
点でいろいろ支障を來たすと思ふので
あります。が、こう言われることを、飽
くまでその文字通りに実行実施して行
かれる考であるかどうかといふこと
とをこの際明らかにいたして置きた
いと思ふのであります。たとえ健全
な金融を文字通りに行なつたとい
しましても、昨日來ここで度々問題に
なつておられますように、租税の滞納は
すでに百億円を超えている。又この租
税の納入と支出の方において時間的な
非常な食い違いがある。又從來問題に
なつておられます貿易資金の運送、多
額の金を使つて國內の物資を買上げ
て、これを外國に輸出してゐる。外國

から持つて来た物は比較的安値段で賣つてゐる。従つてその間において多額の資金が民間に撒布されてゐるといふよりな事情もありません。又復興金融債券は大蔵大臣がたび／＼言われてゐる通りに消化が極めて不成績であつた。又今後についても非常に危惧される。こういう点もありませんので、仮に健全金融が行われたといたしましても、今後相当に通貨の膨脹を來すのではないかと思ふのであります。本年の上半期におきましては、資金の需要が七百九十七億圓に對して、供給の方は三百四十九億圓である。不足が四百四十八億圓もある。そしてその結果通貨が四百六億圓も膨脹してゐる。安本の政府委員の説明によりますれば、止むを得ないが、それは計画的に通貨の増發であるといふようなことも言つておるのであります。又第三四半期におきまして、更に三百億圓以上の通貨の増發をすでに予定してゐる。第四半期においても相當な膨脹を來すのであります。そうすると、本年の初めにおいて、大蔵大臣の昨日の説明によると、千億圓であつたものが段々殖えて來たといふが、年末になれば二千億圓前後になる。或いは年度末になれば更にそれが殖えて行く。そういう状態になるのではないかと思ふのであります。その点についても大蔵大臣の見解を質して置きたいと思ふのであります。

〔副議長退席、議長着席〕

そうして健全金融を行ひましても、通貨がかくのごとく膨脹して來る。そして浮動購買力が非常に増加して來る。又自由預金も大蔵大臣が昨日説明されたように、最近も相當殖えておる

らしいけれども、それも浮動性のものでありまして、潜在的の購買力であります。そういうふうなうちに、浮動購買力が非常に多い場合におきまして、一休物價が今後上らないで行くという見通しであるかどうか。勿論現在は物價体系はまだ政府の言う通りに崩れておらないにしても、千八百圓ペースは維持出來るといふにしても、通貨が膨脹し、浮動購買力が増加されて行く。而も一方において生産財、消費財の生産が少く物價が少い。そういう状態で、一休今後において少くも年度末まで、それから先のことはいいのですが、年度末までの間において物價が上つて行くことはいふと云うふに考へておられるかどうか。こんな場合に物價の上らない國はないと思ふ。我が國においては、上つて行かないといふ見通しであるかどうか、或いは統制したり、あるから上らないと言われぬかも知れないけれども、その基礎がすでにいろいろ上つて參つた場合に、或いは抑え、或いは關を抑制し、或いは政府の言う通りに、流通秩序をそういう金融情勢の下において維持して行くことができるといふかといふことを伺いたいと思ふのであります。

尙今後においてこの物價が若し仮にそういう状態であるならば、騰貴が止むを得ないということであります。ならば、今安本は十一月黒字説を唱へておるようでありますけれども、貨金水準の改訂の必要がないといふふうに考へておられるかどうか、或いは又増体や突破資金を出す必要がないという

ふうにか考へておられるかどうか、勿論説明はどうでもいいのです。政府は物價水準、貨金水準を維持する必要があると思ふんだが、中労委が決定するから仕方がない、こういうことであらば又それでもよいのですが、或いは又政府の千八百圓ペースというものは、飽くまで維持して行くのであるが、民間の資金が高いから、そこまでは上げるんだと、理由はどうでも構ひませんが、こういう金融情勢の下において、これを上げて行く必要がない、物價が上つて行かないといふふうに考へておられるかどうかといふ点を伺つて置きたいと思ふのです。この点は今後の追加予算にも關連し、又明年度の追加予算にも關連して參りますので、明瞭な御説明をお願いいたして置きたいと思ふのであります。

尙沢山ありますが、時間がありませんで省略いたしますが、只一点大蔵大臣は一方において貯蓄の増加を圖ると共に、稅收、納稅成績の向上を圖つて行きたい。こういうことを言つておられます。私共はその方針自体には全く賛意を表するのであります。大蔵大臣は財政演説におきましても、又昨日からの演説におきましても、租稅の完納を圖るために、或いは稅務機構を拡充したり、職員待遇の改善を圖つたり、或いは脱稅の摘發、処罰の強化、第三者通報制の活用、滞納処分促進等によつて、稅收の増加を圖つて行くといふふうに言つておられるのであります。税はやはり各人に理解させて、そうして納得して納めて貰ふことが必要ではないかと思ふのであります。従つていかなる稅法でありま

しても、それが國民に理解されない、徹底しておらぬといふことであれば、これはそれだけで済んで悪税と見なければならぬと思ふのであります。現在の稅制におきましても、どうも國民に十分に理解されておらぬ傾向があります。又政府においてもその宣傳に十分に力を盡しておられないように思ふ。然るに一方において或いは罰則の適用、滞納処分、こういうことだけでやつて行かれるといふことは、余りにも國民に不親切ではないかと思ふのであります。勿論大蔵大臣の眞意は決してそこにあるのではないと思ふのであります。飽くまでその稅法を徹底して理解させて行くといふふうに考へる考えだらうと思ふのであります。が、その点について大蔵大臣の見解を伺ひ、尙今後稅法を簡易化し、或いはもつと分り易いものにし、そうしてその徹底を圖るといふ考へがあるかどうか、そういう点についても併せて所見を伺つて置きたいと思ふのであります。時間の關係もありませんので、この程度にいたして置きます。(拍手)

〔國務大臣片山哲君登壇、拍手〕
 ○國務大臣(片山哲君) 私に對する御質問は、企業合理化、健全化、特に官業におけるその合理化の實現は如何というふうな御質問であつたと承りました。その点についてお答えたいと思ひます。

この經濟危機突破のために、どうしても企業合理化、健全化に手を着けて國策を立てなければならぬと思ひます。この問題を慎重に考へて行きたいと思つております。但し官業に

おきましては、行政機構の改革と相俟たなければならぬと思つております。行政機構の改革から手を着けておるのであります。すでに關係を委任いたしました。行政機構を根本的に改革したいと思つて、いろいろ案を練つておるのであります。これと脱み合せまして、官業の合理化及び企業健全化、經費の節減等を実現する順序をいたしたいと思ひます。いろいろと對策を練りつつあるのであります。こういうふうな慎重に順序を逐うて進まないことには、いろいろの影響の大きいことを考へておるのであります。能率の低下を恐れるといふことが一つであります。どうしてもその能率の増進を圖つて行かなければならぬ。又失業問題の影響等も考へまして、その對策も十分に考慮して行かなければならぬ。經費の節減をどういふ場面においてこれを現わして行くべきであるか、いろいろ脱み合せまして目下検討中でありまして、甚だ遺憾でありますけれども、追加予算の面には、これを具體的に現わす段取りとはならなかつたのであります。今後は是非共その問題を現実に取上げて行きたいと、かように考へております。何卒その点御了承願ひたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣栗栖越夫君登壇〕
 ○國務大臣(栗栖越夫君) 木内議員の御質問に對しお答えいたします。先づ第一は追加予算の提出が遅れた次第でございますが、これは種々交渉の結果時間を大變とりまして遅れたような次第でございます。一つ懸しからず御了承をお願いしたいと思います。

おきましては、行政機構の改革と相俟たなければならぬと思つております。行政機構の改革から手を着けておるのであります。すでに關係を委任いたしました。行政機構を根本的に改革したいと思つて、いろいろ案を練つておるのであります。これと脱み合せまして、官業の合理化及び企業健全化、經費の節減等を実現する順序をいたしたいと思ひます。いろいろと對策を練りつつあるのであります。こういうふうな慎重に順序を逐うて進まないことには、いろいろの影響の大きいことを考へておるのであります。能率の低下を恐れるといふことが一つであります。どうしてもその能率の増進を圖つて行かなければならぬ。又失業問題の影響等も考へまして、その對策も十分に考慮して行かなければならぬ。經費の節減をどういふ場面においてこれを現わして行くべきであるか、いろいろ脱み合せまして目下検討中でありまして、甚だ遺憾でありますけれども、追加予算の面には、これを具體的に現わす段取りとはならなかつたのであります。今後は是非共その問題を現実に取上げて行きたいと、かように考へております。何卒その点御了承願ひたいと思ひます。(拍手)

ます。(拍手、笑聲)

それからこの健全財政に關連いたしまして、歳入は限度がある、そうして限度を越えたところで歳入を計上して、これは形式的な健全財政になつて、實質的にはやはり金融その他に於いて駄目だという御意見であります、御尤もでありまして、私そういう点を非常に心配いたしました、この財政を盛つた次第であります、実は先程板谷議員からの御質問に對しても、政府はこの九千億の國民總所得というものを見積りまして、その内訳その他をも委員會でお示しをいたしました、そうして十分御検討を願ひ、御意見を承り、それによつて決めて行きたいと思つた次第でございます。それから昨日川上議員の御質問に私答へましたバランスド・バゼット、均衡を得た予算という意味が、健全財政よりも強く出ておるようにもとれるが、そういう意味かどうかというお尋ねであります、私は健全財政、これは中央地方を通じての健全財政、健全金融と、こういうよりなことを第一の目標にいたしましたのであります、その健全財政を盛る上におきまして、このバランスド・バゼット、均衡を得た予算を盛るといふことをいたすわけでありまして、手段になるわけでありまして、ただ均衡を得たといふことが、而も数字的に、形式的にだけ得たという趣意でなしに、實質的にもいふべきで、現下においては何れも、能う限りのこの最善の、實質的なこの均衡を得た予算を盛ると、こういうよりな趣意で申しておる次第であります。健全財政といふことが大きな目標でありまして、その手段として、

バランスド・バゼットを盛ると、こういうよりな趣意でございます。

それから行政整理と経費削減の問題であります、実は先程片山總理からも答へがございましたが、今度の追加予算におきましても、できるだけの、この本予算にも適及いたしました、検討を加へたのであります、そこで行政整理の一步といたしましては、経費を一削削減するといふことで十五億二千万円の計上をいたしておるよりな次第であります。

それからこの追加予算と千八百円ペースの維持であります。千八百円ペースについては、安本長官からいろいろ説明があると思ひます。この追加予算等を編成するに當りましては、千八百円の維持をいかにするかといふことと、相当苦心をいたしたのであります、そこで実は収入の中の大宗である税、殊に所得税収入の中におきましては五十一億の減税になるわけでありませうけれども、この基礎控除及び家族控除の軽減をいたした次第であります。

尙増税につきましては、この超七万円から税率を引上げて、そうしてこのインフレ所得者その他に高率の課税をいたすことにいたしました。それ以下の勤勞階級の少額所得者には課税をいたさないことにいたしました次第であります。

尙増草その他の配給につきましても、配給價格については、できるだけこの維持をいたしまして、引上げ等を行わなかつたよりな次第でございます。それから標準の値上げと財政法の關係であります、これはこの機会に是非申

上げて皆様の御了解を得て置きたいと思つたのであります。これは政府の責任においていたしたわけでありませう。只今財政法三條は施行されておらんのであります。併しながらその精神は我々へ酌んでいたさなければならぬことなるわけでありませう。尙この三條の施行といふことも、種々關係筋との間の交渉によつて、折衷曲折を経ましたけれども、これは全面的に施行すると、但し現在のようなこの緊急の事態の続く場合においては、この特別な委員會とか、國會の委員會その他に諮つて、特に政令で以てこの價格の変更ができるような、或いは料率の変更ができるようなことにしたいといふよりなところに大體決まつておるのであります。併しこの標準の値上げにつきましては、実は追加予算が延び／＼になりまして、これを十一月一日から施行をいたしませんと、大體一日に二億円の利益が入るべきものが入らなくなるお尋ねでございます。そこで止むを得ない關係がございましたので、政府の責任において一應値上げをいたしました。改めて予算總會その他におきまして十分御説明を申上げて、皆様の御了解を得たいと思つた次第でございます。

それから金融の点であります、金融の点につきましては、健全金融を探ると、こういうこと、建前は、文字通り原則として考へて置きたいと思つたのであります。併しながら、私三十年も金融をいたしておりましたが、金融の面は机の上で考へるようになつて、行かぬのであります、右に實際を見ながら、左手で又これを他の方面との關係を見て、常に實際の動きといふもの

と緩急よろしきを得るといふことが實際の運用においては非常に必要でありませう。そこで原則として、この健全金融を探りますが、實際の面においてはこれが生産を阻害するといふよりな結果、金融が生産を阻害するといふよりな結果に陥るよりなことになりませう、これはこの危機を脱却する上の山々しい問題であります、この点は十分考へまして、左手で實際を見ながら、右手においてこの原則といふものとも脱み合せまして、この運用のよろしきを得たいと思つた次第であります。

尙貿易資金の運営についてでございます、これは今回予算に、又補正予算にも、貿易資金の繰入をするようでございます、これにつきましては、前内閣以來の赤字を埋めるよりな関係もあるのであります。この運営については十分將來改善を加へたいと思つたのであります。これは國庫、一般の負担になるという点において考へますと同時に、この通貨を市場に撒布し、それが浮動購買力の方に流れて行くといふよりな結果になつても非常に困るわけでございます、その撒布した金が更に生産へと廻るよりな方法も考へなければなりませんので、十分お説のよう、に改善を加へて考へて行きたいと思つた次第でございます。

それから通貨増発の問題がございました、これはやはり私は通貨は今日までは金融その他の面で増発されておるのであります。例へば特別會計における鉄道その他におきまして、赤字は借入金で賄ふといふことになりませう、そうしますとそれは日銀から借入れをいたしたのであります。それ

れだけの金はその日に増発になつてしもうのであります。これを十分燃めたいと思ひまして、今回は極く例外的に、七十五億という両會計への繰り入れを一時したよりな次第でございます、この点は十分考へたいと思ひます。尙復興金融債券の発行が、大部分において日銀引受に終るといふことも、通貨の増発を非常にいたします、この点も昨日申上げますよりな十分考へ、市場消化といふことに全力を盡して行きたいと思つた次第であります。

尙納稅貯蓄運動といふものをいたしまして、そうして貯蓄の増強その他によりまして、この資金を吸上げ、浮動購買力を吸上げて、他方必要なる資金を必要なる方面に廻すといふよりなことに努めたいと思つた次第でございます。

それから通貨がどうして増発されて行くといふことになれば物價が上がるじやないか、それに対する予算面その他關係はどうかといふことであります。政府としましてこの点を最も慎重に考へておる次第でございます、この物價の調整、下る物價も、或いは公定を下廻つておるよりな木材のごときものもあると思ひます。或いは止むを得ず上るものもあると思ひます。若干の調整といふことは勿論本當に行わなければいかんと思つたのであります、併しその調整程度であれば補正予算においては大体賄えて行くのじやないか、かように考へておる次第であります。

それから納稅成績を上げるにつきまして、私昨日申上げた税務機構の強化その他についての点をお示しがあ

つたのでありますが、尙私は一方においてそのうことをいたしますと同時に、又昨日それに引續いて御説明申上げておりましたように、やはり國民の間に、この危機を突破するにはやはり税というものは納めなければならぬ、そして危機を収めなければならぬ、即ち日本の経済が破綻するということも十分認識して貰う。それがためにはこの納税運動も展開をいたさうということも先程申上げましたが、それをい

たしなむと思つておりました。木内議員のお説の通り、厳しきを以てのみ臨むということに、一方においては十分國民に納税をして貰う。こういう点において國民の納税運動を是非展開したいと思つておりました。尙國民に納税ということを理解して貰う

につきましても、税制その他の複雑よりも簡易化というようにお示しして必要はないか。こういうお示しでありませんが、私全く同意であります。実はこのインフレ利得者その他高額の利得者に対しては特別利得税のごときものを課したいということをお示ししたものであります。片山総理の施政演説にもそれが見えておるのであります

が、段々いろいろ折衝いたしました結果、この三月までありました複雑なる分類所得税をこの予算申告税に変えたのであります。これは簡易化するためにも分り易くするという趣旨で変えたのであります。それを更にその上に特別の利得税をかけるというようにすることは複雑になるという趣旨でありますので、國民に成るべく税の機構を分り易くするという趣意からして、実は特別利得税を止めまして、そうして、所

得税のところの超七万円の者に対して高率の累進課税をいたすように改めた次第であります。尙今後につきましても、本当に理想をいうならば、自分の利得を見ればその利得の中で税が幾らかということも、國民が頭にすくびんと来るような税になければならぬということも私も理想と考えておるのであります。かくのごとき意味については十分努めたいと思つておりました。

尙この税制の徹底化ということも簡易化と相待つ問題であります。先程も申上げました納税運動或いはその他においても十分これを涵蓋いたしたい。かように考えておる次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 國務大臣に対する質疑は尙ございしますが、この際これを後に廻し、日程第二、農業協同組合法案(内閣提出、衆議院送付)、日程第三、農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)以上兩案一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長梶見義男君。
審査報告書
農業協同組合法案
農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案
右全案一致をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十二年十一月四日
農林委員長 梶見 義男
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名

- 石川 進吉 門田 定藏
- 河井 彌八 廣瀬興兵衛
- 山崎 恒 羽生 三七
- 宇都宮 登 小杉 繁安
- 平沼彌太郎 寺尾 博
- 板野 勝次 松村眞一郎
- 太田 敏見 佐々木鹿藏
- 藤野 繁雄 北村 一男
- 岡村文四郎 島村 軍次
- 柴田 政次 西山 龜七
- 木下 源吉 高橋 啓

要領書
一、委員会の決定の理由
さきに農地改革が行われ現に実行中であるが、我國農村の民主化の徹底と農業生産力の飛躍的發展を図るために、農地改革と並んで農業団体制度の根本的刷新がかねて要望される所であつた。而して「農業協同組合法案」はこの要望に副うために耕作農民を中心とし、眞に農民の自主的な協同組織の確立により農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図らんとするもので、現在の農業団体とその趣を著しく異にし、自由の原則と生産の増進にその重点が置かれてゐる。勿論今後本法案施行後健全な農業協同組合の設立普及を見る途には、基礎的な諸般の施策が併行して行われねばならず又法律施行上留意を要することも少くないけれども、団体

組織法としては本法案は先ず妥当なものと認めらる。
又「農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案」は、新しい組合制度の実施に伴い従来の農業会、農業実行組合等の解散手続財産処理又は引継等に関する規定と他の法令における関係條文の整理改廃を内容としたもので、本法案は必要なる措置と認めらる。
二、事件の利害得失
健全な農業協同組合の設立、普及により、農業の近代化、農業技術の高度化及び農民の経済的、社会的地位の向上が期待され、農村の民主化及び農業生産力の増進に大なる貢献を爲し得ることとなる。
三、費用
本法施行に伴う特別の費用は、これを要しない。
農業協同組合法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて國會法第八十三條により送付する。
昭和二十二年十月十八日
参議院議長 松岡 駒吉
農林委員長 梶見 義男

第二條 農業協同組合又は農業協同組合連合会の名稱中には、農業協同組合又は農業協同組合連合会なる文字を用ひなければならぬ。
農業協同組合又は農業協同組合連合会でない者は、その名稱中に農業協同組合又は農業協同組合連合会なる文字を用ひてはならぬ。

第三條 農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下組合と總稱する)は、法人とする。
第四條 第十三條第一項の規定により出資をさせる組合(以下出資組合という)には、所得税及び法人税を課さない。
地方公共団体は、組合に対して営業税を課することができない。
第五條 組合の住所は、その主たる事務所の所在地に在るものとする。

第六條 組合は、その行う事業によつてその組合員及び会員(以下組合員と總稱する)のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。
第七條 組合は、昭和二十二年法律第五十四号(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)の適用については、これを同法第二十四條各号に掲げる要件を備える組合とみなす。
第八條 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。
第九條 この法律において、農民と

第一章 総則
第一條 この法律は、農民の協同組織の発達を促進し、以て農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図り、併せて國民経済の發展を期することを目的とする。

は、みずから農業を営み、又は農業に従事する個人をいう。

この法律において、農業とは、耕作、養蚕又は養蚕の業務（これに附随する業務を含む。）をいう。

みずから前項に掲げる業務を営み、又はこれに従事する者が行う新炭生産の業務（これに附随する業務を含む。）は、この法律の適用については、これを農業とみなす。

第二章 事業

第十條 組合は、左の事業の全部又は一部を行つことができる。

一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付

二 組合員の貯金の受入

三 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給又は共同利用施設の設置

四 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設

五 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理又は農業水利施設の設置若しくは管理

六 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販賣

七 農村工業に関する施設

八 農業上の災害又はその他の災害の共済に関する施設

九 農村の生活及び文化の改善に関する施設

十 農業技術及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十一 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十二 前各号の事業に附帯する事業

組合員に出資をさせない組合（以下非出資組合とす。）は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業を併せ行うことができる。

組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設を利用させることができる。但し、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の総額の五分の一を超えてはならない。

農業協同組合連合会は、第一項の事業の外、会員たる組合の指導及び連絡に関する事業を行うことができる。

第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業の外他の事業を行うことができる。前項の農業協同組合連合会は、会員のために、手形を割引引き、若しくは定款で定める金融機関に対して会員の負担する債務を保証し、又は当該金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

第十一條 前條第一項第十一号の団体協約は、書面を以てすることに因つて、その効力を生ずる。組合員の締結する契約でその内容が前項の団体協約に定める規程に違反するものについては、その規程に違反する契約の部分は、これをその規程によつて契約したものとみなす。

第三章 組合員

第十二條 農業協同組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。

一 農民

二 前号に掲げる者の外、農業協同組合の地区内に住所を有する者で当該組合の施設を利用することを相当とするもの

農業協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。

一 組合

二 他の法律により設立された協同組織体で組合の行う事業と同種の事業を行うもの

第十三條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

出資組合の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

出資一口の金額は、均一でなければならない。

出資組合の組合員の責任は、第十七條の規定による経費の負担の外、その出資額を限度とする。

組合員は、出資の拂込について、相殺を以て出資組合に対抗することができる。

第十四條 出資組合の組合員は、出資組合の承認を得なければ、その持分を譲渡することができない。

組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

組合員は、持分を共有することができない。

第十五條 非出資組合の組合員の責任は、第十七條の規定による経費の負担に限る。

第十六條 組合員は、各、一箇の議決権及び役員を選挙権を有する。但し、第十二條第一項第二号及び第二項第二号の規定による組合員（以下准組合員とす。）は、議決権及び選挙権を有しない。

組合員は、定款の定めるところにより、第三十七條第三項の規定により予め通知のあつた事項につき、書面又は代理人を以て、議決権を行うことができる。

前項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

代理人は、二人以上の組合員を代理することができない。

代理人は、代理権を証する書面を組合員に提出しなければならない。

第十七條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

組合員は、前項の経費の支拂について、相殺を以て組合に対抗することができる。

第十八條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に対して過意金を課すことができる。

第十九條 組合は、定款の定めるところにより、一年を超えない期間を限り、組合員が当該組合の施設の一部を専ら利用すべき旨の契約

を組合員と締結することができる。

前項の契約の締結は、組合員の任意とし、組合は、その締結を拒んだことを理由として、その組合員が組合の施設を利用することを拒んではならない。

第二十條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

第二十一條 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

前項の予告期間は、定款でこれを延長することができる。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

第二十二條 組合員は、左の事由に因つて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

除名は、左の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によつてこれをすることができる。但し、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これを以てその組合員に対抗することができない。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二 出資の拂込、経費の支拂その他組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める行為をし

た組合員

第二十三條 出資組合の組合員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

前項の持分は、脱退した事業年度の終における当該出資組合の財産によつてこれを定める。

第二十四條 持分を計算するにあたり、出資組合の財産を以てその債務を完済するに足りないときは、当該出資組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対して、その負担に帰すべき損失額の拂戻を請求することができる。

第二十五條 前二條の規定による請求権は、脱退の時から二年間これを行わないときは、時効に因つて消滅する。

第二十六條 脱退した組合員が出資組合に対する債務を完済するまでは、出資組合は、その持分の拂戻を停止することができる。

第二十七條 出資組合の組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

前項の場合には、第二十三條乃至第二十五條の規定を準用する。

第四章 管理

第二十八條 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。但し、非出資組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を記載しなくともよい。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその拂戻の方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度

七 経費の分担に関する規定

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 準備金の額及びその積立の方法

十 役員の数、職務の分担及び選挙に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

組合の定款には、前項の事項の外、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して與える出資口数を記載しなければならない。

行政廳は、模範定款例を定めることができる。

第二十九條 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、これを規約で定めることができる。

一 總會又は總代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

役員は、定款の定めるところにより、總會においてこれを選挙する。但し、設立当時の役員は、創立總會においてこれを選挙する。

役員は、無記名投票によつてこれを行ふ。

投票は、二人につき一票とする。

組合の理事の定数の少くとも四分の三は、組合員（准組合員及び法人たる組合員を除き、組合員の組合員又はその組合員で准組合員又は法人でないものを含む。以下本條において同じ。）でなければならぬ。但し、設立当時の理事は、設立の同意を申し出た農民又は設立の同意を申し出た組合員の組合員でなければならぬ。

第三十一條 役員は、一年とする。但し、定款で二年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

設立当時の役員は、前項の規定にかかわらず、創立總會において定める期間とする。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

第三十二條 理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と相兼ねてはならない。

第三十三條 組合が理事と契約をするときは、監事が、組合を代表する。組合と理事との訴訟について、また同様とする。

第三十四條 理事は、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

第三十五條 組合員（准組合員を除く。）が總會（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、總會の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に、總會を招集しなければならない。

第三十六條 理事の職務を行ふ者がなく、又は前條の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに總會招集の手続をしなるときは、監事は、總會を招集しなければならない。

第三十七條 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所に宛ててこれを以て足りる。前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

總會招集の通知は、その会日から十日前までに、その會議の目的たる事項を示してこれをしなければならない。

第三十八條 理事は、定款、規約及び總會の議事録を各事務所に備えて置かなければならない。

組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。但し、非出資組合の組合員名簿には、第三号及び第四号の事項を記載しなくともよい。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日及び組合員たる資格の別

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

四 拂込済出資額及びその拂込の年月日

組合員及び組合の債権者は、第一項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めるときは、監事の意見書を添附しなければならない。

第四十條 役員は、總會（准組合員を除く。）の五分の一以上の請求に因り、任期中でも總會においてこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならない。但し、法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは

規約の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。

第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を組合に提出してこれをしなければならぬ。

前項の規定による書面の提出があつたときは、組合は、総会の会日から七日前までに、役員に対し、その書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならぬ。

第四十一條 役員には、民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條及び第六十一條第一項の規定を準用する。

第四十二條 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数によりこれを決する。

参事には、商法第三十八條第一項第三項及び第三十九條乃至第四十二條並びに非訟事件手続法第七十二條乃至第七十四條の規定を準用する。

第四十三條 組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならぬ。

理事は、前項の可否を決する日から七日前までに、当該参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を與えなければならぬ。

第四十四條 左の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 規約の設定、変更及び附止
- 三 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- 四 雑費の賦課及び徴收の方法
- 五 貸付金の利率の最高限度
- 六 農業協同組合連合会が一會員のためにする手形の割引金額の最高限度
- 七 事業報告書、財産目録、貸借対照表、剰余金処分案及び損失処理案

定款の変更は、行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じない。

前項の認可については、第六十條及び第六十一條の規定を準用する。

議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

第四十六條 左の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 組合の解散及び合併
- 三 組合員の除名

第四十七條 総会には、民法第六十四條及び第六十六條の規定を準用する。この場合において、第六十四條中「第六十二條」とあるのは、「農業協同組合法第三十七條第三項」と読み替へるものとする。

第四十八條 千人以上の組合員（准組合員を除く。）を有する組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

総代会は、組合員（准組合員を除く。）でなければならない。

総代会の定数は、少くとも二百人以上でなければならない。

総代会には、第三十條第三項乃至第五項の規定を準用する。

総代会には、総会に関する規定を準用する。但し、総代会においては、定款の変更、解散及び合併の決議をすることができない。

第四十九條 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一

定の期間内にこれを述べるときは、これを公告し、且つ、貯金者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第五十條 債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。

第五十一條 出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

第一項の準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

出資組合は、第十條第一項第十号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を毎事業年度に繰り越さなければならない。

第五十二條 出資組合は、損失を填補し、前條第一項の準備金及び同條第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年五分を超えない範囲内において、拂い込んだ出資額の割合に應じてこれをし、なお剰余があるときは、組合員の事業に利用分置の割合に應じてこれをしなければならぬ。

第五十三條 出資組合は、定款の定めるところにより、組合員が出資の拂込を終るまでは、組合員に配当する剰余金をその拂込に充てることのできる。

第五十四條 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることのできる。

第五章 設立

第五十五條 農業協同組合を設立するには、十五人以上の農民が、農業協同組合連合会を設立するには、二以上の組合が發起人となることを必要とする。

第五十六條 發起人は、予め組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

第五十七條 設立準備会において、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき者（以下定款作成委員という。）を選任し、且つ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

定款作成委員は、農業協同組合にあつては十五人以上、農業協同組合連合会にあつては二人以上でなければならない。

設立準備会の議事は、出席した農民又は組合の過半数の同意を以てこれを決する。

第五十八條 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立總會の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

創立總會においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

創立總會の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

前項の申出をした者は、書面又は代理人を以て議決権を行うことができる。

創立總會については、第十六條第一項第三項乃至第五項及び民法第六十六條の規定を準用する。

第五十九條 発起人は、創立總會終了の後遅滞なく、定款及び事業計

画を行政廳に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

発起人は、行政廳の要求があるときは、組合の設立に関する報告書提出しなければならない。

第六十條 行政廳は、前條第一項の申請があつたときは、設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政廳の処分と違反する場合を除いては、その申請に係る同項の認可をしなければならない。

第六十一條 第五十九條第一項の申請があつたときは、行政廳は、申請書を受理した日から二箇月以内に発起人に対し、認可又は不認可の通知を發しなければならない。

行政廳が前項の期間内に同項の通知を發しなかつたときは、その期間満了の日に第五十九條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政廳に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

行政廳は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

発起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日第五十九條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

第六十二條 第五十九條第一項の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

出資組合の理事は、前項の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく出資の第一回の拂込をさせなければならない。

現物出資者は、第一回の拂込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移轉を以て第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後にこれをすることを妨げない。

第六十三條 組合は、主たる事務所所在地において、設立の登記をすることに因つて成立する。

第六十四條 組合は、左の事由に因つて解散する。

- 一 總會の議決
- 二 組合の合併
- 三 組合の破産
- 四 存立時期の満了
- 五 第九十五條第二項の規定による解散の命令

解散の議決は、行政廳の認可を受けなければならない。

前項の場合には、第六十條及び第六十一條の規定を準用する。

第一項の事由に因る外、農業協同組合は、組合員（准組合員を除く。）が十五人未満になつたことに因つて、農業協同組合連合会は、会員（准組合員を除く。）が一人になつたことに因つて解散する。

組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を行政廳に届けなければならない。

政廳に届け出なければならない。

第六十五條 組合が合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

合併は、行政廳の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

前項の場合には、第六十條及び第六十一條の規定を準用する。

出資組合の合併には、第四十九條及び第五十條の規定を準用する。

第六十六條 合併に因つて組合を設立するには、各組合の總會において組合員（准組合員及び法人たる組合員を除く。）又は会員たる組合員の役員の中から適任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

前項の規定による役員を選任は、合併しようとする組合の組合員（法人たる組合員を除く。組合員でないものを含む。）の中から、これをしなければならない。但し、理事の選任は、准組合員の中から、これを行うことができる。

第一項の規定による設立委員の選任には、第四十六條の規定を準用する。

第六十七條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併に因つて設立する組合が、その主たる事務所所在地において、第七十九條に規定する登記をすることに因つてその効力を生ずる。

第六十八條 合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の権利義務（当該組合がその行ふ事業に關し、行政廳の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第六十九條 組合が解散したときは、合併及び破産に因る解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

第七十條 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第七十一條 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

第七十二條 清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第七十三條 組合の解散及び清算には、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條乃至第八十三條並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五條第二項第三項、第三百三十六條第一項、第三百三十七條及び第三百三十八條の規定を準用する。

この場合において、民法第七十五

條中「前條」とあるのは、「農業協同組合法第六十九條」と読み替へるものとする。

第七章 登記

第七十四條 設立の登記は、非出資組合にあつては設立の認可があつた日（第六十一條第二項及び第四項の場合にあつては、設立の認可に関する証明があつた日）から、出資組合にあつては出資の第一回の拂込があつた日から二週間以内に、主たる事務所所在地においてこれをしなければならない。

設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一 第二十八條第一項第一号乃至第三号の事項

二 事務所

三 出資組合にあつては、出資一口の金額及びその拂込の方法並びに出資の総口数及び拂い込んだ出資の総額

四 存立時期を定めたときは、その時期

五 役員の名及び住所

六 公告の方法

組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項の事項を登記しなければならない。

第七十五條 組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その後たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項の事項を登記し、他の従たる事務所所在地においては同期間内に

にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内においてあらたに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することとを以て足りる。

第七十六條 組合が主たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては二週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以内に第七十四條第二項の事項を登記し、従たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては三週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすることを以て足りる。

第七十七條 第七十四條第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に變更の登記をしなければならない。

第七十四條第二項第三号の事項中出資の総口数及び拂い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により事業年度終了後主たる事務所所在地においては四週間以内に、従たる事務所所在地においては五週間以内にこれをすることが出来る。

第七十八條 組合が解散しなるときは、

合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

第七十九條 組合が合併をしたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内

には、合併後存続する組合については變更の登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併に因つて設立した組合については第七十四條第二項に規定する登記をしなければならない。

第八十條 清算人は、その就職の日から主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

前項の登記には、第七十七條第一項の規定を準用する。

第八十一條 組合の清算が終了したときは、清算終了の日から主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

第八十二條 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

各登記所に、農業協同組合登記簿及び農業協同組合連合会登記簿を備える。

第八十三條 組合の設置簿登記は、

役員の名の申請に因つてこれを前項の登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第一回の拂込のあつたことを証する書面及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。

合併に因る出資組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面の外、第六十五條第四項において準用する第四十九條の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面を添附しなければならない。

第八十四條 第七十四條第三項の規定による登記は、理事の申請に因つてこれをする。

第八十五條 組合の新設又は事務所移轉の他第七十四條第二項の事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

出資一口の金額の減少又は出資組合の合併に因る変更の登記の申請書には、前項に掲げる書面の外、第四十九條（第六十五條第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面を添附しなければならない。

第八十六條 第七十八條の規定による組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて、清算人の申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

行政廳が組合の解散を命じた場における解散の登記は、当該行政廳の囑託に因つてこれをする。

第八十七條 第七十九條の規定による解散の登記は、合併に因つて消滅した組合の理事の申請に因つてこれをする。

前項の場合には、第八十三條第三項及び前條第二項の規定を準用する。

第八十八條 第八十條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でない場合には、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

第八十九條 組合の清算終了の登記は、清算人の申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、清算人が第七十二條の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

第九十條 登記すべき事項で行政廳の認可を要するものは、その認可

書の到達した時から登記の期間を起算する。但し、第六十一條第二項及び第四項の場合には、認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を起算する。

第九十一條 登記した事項は、司法事務局において滞滞なくこれを公告しなければならない。

第九十二條 組合の登記には、非訟事件手続法第四十一條乃至第五十一條ノ六及び第五十四條乃至第五十七條の規定を準用する。

第八章 監督

第九十三條 行政廳は、組合に法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約を遵守させるために必要であると認めるときは、組合からその業務又は財産の状況に関し報告を徴することができる。

第九十四條 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、行政廳は、当該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

第九十五條 行政廳は、前條の規定による検査を行つた場合において、当該組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反すると認めるときは、当該組合に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

第九十六條 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、總會の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、行政廳は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

第九十七條 行政廳は、第十九條第一項の規定による契約の内容が公益に違反すると認めるときは、当該契約を取り消すことができる。

第九十八條 この法律中行政廳とあるのは、第六十八條の場合を除いては、都道府県若しくは特別市の区域又はその区域を超える区域を地区とする組合については主務大臣、その他の組合については都道府県知事又は特別市の市長とする。

第九十九條 組合の役員が如何なる名義を以てするを問はず、組合の事業の範圍外において貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は枚機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する前項の罪を犯した者には、情状に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第九章 罰則

第九十九條 組合の役員が如何なる名義を以てするを問はず、組合の事業の範圍外において貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は枚機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する前項の罪を犯した者には、情状に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第一百條 左の場合には、組合の役員又は清算人は、これを一万円以下の過料に処する。
一 第十條に規定する以外の事業を営んだとき、
二 第十九條第二項の規定に違反したとき、
三 第二十條の規定に違反したとき、
四 第三十二條の規定に違反したとき。

第九十九條 組合の役員が如何なる名義を以てするを問はず、組合の事業の範圍外において貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は枚機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する前項の罪を犯した者には、情状に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第九十九條 組合の役員が如何なる名義を以てするを問はず、組合の事業の範圍外において貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は枚機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する前項の罪を犯した者には、情状に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第九十九條 組合の役員が如何なる名義を以てするを問はず、組合の事業の範圍外において貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は枚機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する前項の罪を犯した者には、情状に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第三十四條、第三十五條又は第三十六條の規定に違反したとき、
第三十八條第一項若しくは第三十九條第一項の規定に違反して書類を備へ置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八條第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき、
第四十條第四項又は第四十三條第四項の規定に違反したとき、
第四十九條若しくは第五十條第二項又は第六十五條第四項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は出資組合の合併をしたとき、
第五十一條又は第五十二條の規定に違反したとき、
第五十四條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき、
第六十四條第五項の規定に違反したとき、
第七十條又は第七十二條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき、
第七十一條の規定に違反して組合の財産を分配したとき、
民法第七十九條の期間内に債権者に弁済をしたとき、
民法第七十九條又は同法第八十一條に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき、

第三十四條、第三十五條又は第三十六條の規定に違反したとき、
第三十八條第一項若しくは第三十九條第一項の規定に違反して書類を備へ置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八條第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき、
第四十條第四項又は第四十三條第四項の規定に違反したとき、
第四十九條若しくは第五十條第二項又は第六十五條第四項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は出資組合の合併をしたとき、
第五十一條又は第五十二條の規定に違反したとき、
第五十四條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき、
第六十四條第五項の規定に違反したとき、
第七十條又は第七十二條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき、
第七十一條の規定に違反して組合の財産を分配したとき、
民法第七十九條の期間内に債権者に弁済をしたとき、
民法第七十九條又は同法第八十一條に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき、

第三十四條、第三十五條又は第三十六條の規定に違反したとき、
第三十八條第一項若しくは第三十九條第一項の規定に違反して書類を備へ置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八條第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき、
第四十條第四項又は第四十三條第四項の規定に違反したとき、
第四十九條若しくは第五十條第二項又は第六十五條第四項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は出資組合の合併をしたとき、
第五十一條又は第五十二條の規定に違反したとき、
第五十四條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき、
第六十四條第五項の規定に違反したとき、
第七十條又は第七十二條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき、
第七十一條の規定に違反して組合の財産を分配したとき、
民法第七十九條の期間内に債権者に弁済をしたとき、
民法第七十九條又は同法第八十一條に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき、

第三十四條、第三十五條又は第三十六條の規定に違反したとき、
第三十八條第一項若しくは第三十九條第一項の規定に違反して書類を備へ置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八條第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき、
第四十條第四項又は第四十三條第四項の規定に違反したとき、
第四十九條若しくは第五十條第二項又は第六十五條第四項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は出資組合の合併をしたとき、
第五十一條又は第五十二條の規定に違反したとき、
第五十四條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき、
第六十四條第五項の規定に違反したとき、
第七十條又は第七十二條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき、
第七十一條の規定に違反して組合の財産を分配したとき、
民法第七十九條の期間内に債権者に弁済をしたとき、
民法第七十九條又は同法第八十一條に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき、

第三十四條、第三十五條又は第三十六條の規定に違反したとき、
第三十八條第一項若しくは第三十九條第一項の規定に違反して書類を備へ置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八條第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき、
第四十條第四項又は第四十三條第四項の規定に違反したとき、
第四十九條若しくは第五十條第二項又は第六十五條第四項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は出資組合の合併をしたとき、
第五十一條又は第五十二條の規定に違反したとき、
第五十四條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき、
第六十四條第五項の規定に違反したとき、
第七十條又は第七十二條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき、
第七十一條の規定に違反して組合の財産を分配したとき、
民法第七十九條の期間内に債権者に弁済をしたとき、
民法第七十九條又は同法第八十一條に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき、

十六 民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき、
十七 この法律の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき、
第二百二條 第二條第二項の規定に違反した者は、これを千円以下の過料に処する。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。
農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十二年十月十八日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平 恒雄

この法律施行の際現在存する市町村農業会、都道府県農業会及び全国農業会（以下農業団体と総称する。）並びに生糸輸出業組合及び蚕糸実行組合については、前項に掲げる法律は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

前項の農業団体、生糸輸出業組合及び蚕糸実行組合でこの法律施行の日から八箇月を経過した時に

現に存するもの(清算中のものを除く)は、その時に解散する。

行政廳は、必要があると認めるときは、何時でも第二項の農業団体又は養蚕実行組合に対し、解散を命ずることができる。この場合には、当該農業団体又は養蚕実行組合は、当該命令に因つて解散する。

第二項の農業団体で第三項の期間満了までに金融機關再建整備法第三十四條第二項の規定により新勘定及び旧勘定の区分の消滅しないものについては、第三項の規定を適用しない。

前項の農業団体は、同項の区分の消滅があつたときは、遅滞なく解散の議決をしなければならぬ。

第五項の農業団体は、第三項の期間満了の後は、その事業を行うことができない。

主務大臣は、第五項の農業団体に対し、その財産の処分、保全その他管理に關し必要な命令又は処分をすることができる。

主務大臣は、第六項の規定による解散の議決及び第三項、第四項又は第六項の規定による解散に因る清算の終了を農業団体に速かにさせることに關し責任があるものとする。

第二條 農業団体は、行政廳の認可を受けなければ、その資産を処分してはならない。但し、通常の業務として行ふ処分は、この限りでない。

前項の規定施行前に農業団体の

した資産の処分に關する契約で同項の規定施行の日までに当該契約に係る資産の引渡又は代金の受領のいづれかが完了しているものについては、同項の規定を適用しない。

第一項の規定に違反する処分は、これを無効とする。

第一項の規定施行前に農業団体のした資産の処分に關する契約に係る資産の引渡及び代金の受領につき、同項の規定施行の日から二箇月以内に同項の認可がなかつたときは、当該契約は、解除されたものとみなす。

農業団体が第一項の規定に違反してその資産を処分したときは、その行爲をした農業団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第三條 農業協同組合及び農業協同組合連合会は、農業団体の会員となることができない。

都道府縣農業会又は全國農業会は、農業協同組合又は農業協同組合連合会に、その施設を利用させることができる。

第四條 農業団体の財産の分配は、各会員に平等にその持分に應じてこれをしなければならぬ。

第五條 市町村農業会の会員たる者、の一部を組合員とする農業協同組合は、行政廳の認可を受けて、当該市町村農業会に対し、その財産の譲渡又は債務の引受に關する協

議を求むることができる。

前項の場合において協議が調わないときは、行政廳は、当事者又はその一方の申請に因り、当事者の意見を聴き、当該市町村農業会に対し、譲渡の條件を定めてその資産の譲渡を命ずることができる。

前二項の規定により市町村農業会の譲渡する資産の額の当該市町村農業会の資産の総額に對する割合は、当該市町村農業会の会員の持分の総額のうち、当該市町村農業会の会員で当該農業協同組合の組合員たるものの持分の額の占める割合を超えてはならない。

第六條 市町村農業会の会員たる者の一部を組合員とする農業協同組合は、行政廳の認可を受けて、当該市町村農業会に対し、その財産の譲渡又は債務の引受に關する協

議を求むることができる。

前項の場合において協議が調わないときは、行政廳は、当事者又はその一方の申請に因り、当事者の意見を聴き、当該市町村農業会に対し、譲渡の條件を定めてその資産の譲渡を命ずることができる。

前二項の規定により市町村農業会の譲渡する資産の額の当該市町村農業会の資産の総額に對する割合は、当該市町村農業会の会員の持分の総額のうち、当該市町村農業会の会員で当該農業協同組合の組合員たるものの持分の額の占める割合を超えてはならない。

第一項の規定による認可又は第二項の規定による命令の取消又は変更を求むる訴は、当該認可又は命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。

第二項乃至前項に規定するものの外、第一項の規定施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第七條 命令で定める農業協同組合連合会は、行政廳の認可を受けて、都道府縣農業会又は全國農業会に対し、その資産の譲渡又は債務の引受に關する協議を求むることができる。

前項の場合には、前條第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。

第八條 この法律施行の際現に存する農業団体は、この法律施行後二箇月以内に總會を招集しなければならぬ。

前項の總會の招集は、少くとも会日から十日前までに會議の目的たる事項、日時及び場所を公告して、これをしなければならぬ。

第一項の總會は、会員の三分の二以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

行政廳は、第一項の農業団体の理事又は清算人に対し、前項に規定する会員の出席を得るため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第一項の總會の招集があつた場合において、第三項に規定する会員の出席がないときは、農業団体

は、第一項の期間経過後でも、第三項に規定する会員の出席があるまで總會を招集しなければならぬ。この場合には、第二項乃至前項の規定を準用する。

前項の規定は、第一條第三項、第四項及び第六項の規定の適用を妨げない。

第九條 前條第一項の農業団体の理事又は清算人は、同項又は同條第五項の總會の会日から一週間前までに事業報告書及び財産目録を監事に提出し、且つ、その總會に監事の意見書とともにこれらの書類を提出してその承認を求めなければならぬ。

前項の理事又は清算人は、同項の總會において、農業協同組合法及びこの法律に關し詳細な報告をしなければならぬ。

第一項の總會においては、資産処理委員會の委員を選任しなければならぬ。

前項の委員の定数は、五人乃至九人とし、少くともその四分の三は、農業協同組合法第九條第一項に規定する農民でなければならぬ。

第一項の農業団体の理事又は清算人は、第五條の規定による財産の分割並びに第六條又は第七條の規定による資産の譲渡(第六條第二項及びその準用規定の場合にあつては、行政廳に述べべき意見)及び債務の引受については、資産処理委員會の意見を聴き、これに従わなければならない。但し、

し、總會の決議に違反することができない。

第十條 第五條第二項の規定により市町村農業会の財産のうち農協同組合に帰属した財産の價額は、特別法人税法による剰余金の計算上、当該農協同組合の益金及び当該市町村農業会の損金にこれを算入しない。

第十一條 農協同組合又は農協同組合連合会が第五條、第六條又は第七條の規定により農協同組合から不動産又は船舶に関する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登録税法により算出した登録税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

農協同組合が農事実行組合又は農協同組合連合会から不動産に関する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときも、また前項と同様とする。

第十二條 農協同組合法施行の際現にその名称中に農協同組合又は農協同組合連合会なる文字を用いている者は、同法施行後三箇月以内に、その名称を変更しなければならぬ。

農協同組合法第二百二條の規定は、前項の期間内は、これを同項の者に適用しない。

第十三條 農協同組合及び農協同組合連合会は、金融機關再建整備法第二十六條第二項、第四十條

第一項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定の適用に關しては、これをこれらの規定に定める他の金融機關とみなす。

都道府縣農業会は、金融機關再建整備法第四十條第一項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定により、政令で定める金融に關する事業を譲り渡す場合には、同法第四十二條第一項の規定にかかわらず、新勘定及び旧勘定の区分消滅前における農林中央金庫をその譲渡の相手方として選ぶことができる。

前項の場合において、農林中央金庫は、金融機關再建整備法第四十二條第一項の規定にかかわらず、前項に規定する事業を譲り受けることができる。

第十四條 農協同組合の一部を次のように改正する。

第十條ノ二第一項中「農事実行組合、農協同組合共ノ他」を削る。

第十條ノ三及第十條ノ四 削除

第九十六條第二項中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農協同組合、農協同組合連合会」に改める。

定を適用する。

第十五條 印紙税法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第一号中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農協同組合、農協同組合連合会」に、同項第二号中「道府縣農業會、全國農業會」を「農協同組合連合会」に改める。

第五條第六号中「市町村農業會」を「農協同組合」に、同條第九号中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農協同組合、農協同組合連合会」に改める。

第十六條 牧野法の一部を次のように改正する。

第二條ノ二第一項中「又ハ馬匹組合聯合會」を「馬匹組合連合会」に、同條第九條及び第二十五條中「馬匹組合聯合會」の下に「農協同組合、農協同組合連合会」を加へる。

第二十七條中「若ハ馬匹組合聯合會」を「馬匹組合連合会、農協同組合若ハ農協同組合連合会」に改める。

第十七條 登録税法の一部を次のように改正する。

第十八條 特別法人税法の一部を次のように改正する。

第二條第一号を次のように改める。

一 農協同組合及農協同組合連合会(所屬ノ組合員、組合又ハ連合会ヲシテ出資ヲ爲サシメザルモノヲ除ク)

第十九條 貯蓄銀行法の一部を次のように改正する。

第五條第四号及び第五号中「市町村農業會」を「農協同組合」に改める。

第二十條 臨時資金調整法の一部を次のように改正する。

第二條中「道府縣農業會」を削り、「ヲ區域トスル信用組合聯合會」ノ區域又ハ其ノ區域ヲ超エル區域ヲ地區又ハ區域トスル農協同組合連合会又ハ連業組合連合会ニシテ信用事業ヲ行フモノ」に改める。

第二十一條 臨時農村負債処理法の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「全國農業會、道府縣農業會、市町村農業會」を「農協同組合連合会、農協同組合」に改める。

第二十四條 農林中央金庫特別融通及損失補償法の一部を次のように改正する。

第一條中「所屬道府縣農業會、所屬市町村農業會」を「所屬農協同組合連合会、所屬農協同組合」に改める。

第二十五條 農協同組合自治監査法の一部を次のように改正する。

「農協同組合自治監査法」を「農協同組合自治監査法」に、「農協同組合自治監査會」を「農協同組合自治監査連合会」に、「農協同組合監査員」を「農協同組合監査員」に改める。

第一條第一項中「農協同組合」を「農協同組合及農協同組合連合会」に、同條第二項中「及」又ハ「」に、「農協同組合」を「農協同組合又は農協同組合連合会」に改める。

第二條第三項、第四條第三項、第五條及び第九條第一項中「農協同組合」を「農協同組合又は農協同組合連合会」に改める。

第二十六條 農村負債整理組合法の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「市町村農業會」を「農協同組合」に改める。

第二十七條 農村負債整理資金特別融通及損失補償法の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「所屬市町村農業會」を「所屬農業協同組合」に改め、「會員若くは」を削る。

第二十八條 農業保險法の一部を次のように改正する。

第一條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第十六條及び第五十三條中「市町村農業會及農實行組合」を「農業協同組合」に改める。

第二十九條 農業動産信用法の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第十二條中「農實行組合、農實行組合」を「農業協同組合」に改める。

「市町村農業會」を「其ノ所屬スル農業協同組合」に改める。

第三十條 農業倉庫業法の一部を次のように改正する。

第一條第一項第二号中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第四條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合」に、同條第二項中「道府縣農業會」を「農業協同組合連合會」に改める。

第五條中「市町村農業會若くは道府縣農業會」を「農業協同組合若くは農業協同組合連合會」に、「農業團體法」を「農業協同組合法」に改める。

第十九條中「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第二十條中「道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合連合會」に改める。

第二十一條第一項中「道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合連合會」に改める。

第二十二條第一項中「道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合連合會」に改める。

第二十三條 國民貯蓄組合法の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第四條中「市町村農業會貯金」を「農業協同組合貯金」に改める。

第三十二條 蚕糸業法の一部を次のように改正する。

第二十九條中「農業團體」を「農業協同組合及農業協同組合連合會」に改める。

第三十三條 郵便貯金法の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第三十四條 金融緊急措置令の一部を次のように改正する。

第八條中「地方農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第三十五條 所得税法の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「市町村農業會貯金」を「農業協同組合貯金」に改める。

第三十六條 信託業法の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第六号中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第三十七條 製糸業法の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第三十八條 昭和十五年法律第九十二号の一部を次のように改正する。

第二條中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第三十九條 この法律施行の際現に存する農業團體、農事実行組合、生糸輸出組合及び蚕糸実行組合については、第十五條乃至前條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なお従前の例による。

第四十條 この法律施行前（第一條第二項の農業團體については、同項の規定により効力を有する農業協同組合の失効前）にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後（同項の農業團體については、同項の規定により効力を有する農業協同組合の失効後）でも、なお従前の例による。

附則 この法律施行の期日は、○公布の日から一個月以内、これを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。

〔補見養男君登壇、拍手〕

○補見養男君 只今上程せられました農業協同組合法案及び農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案につきまして、その内容及び農林委員会におきます審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

御承知のごとく農業協同組合法案において目的といたしておりますところの新しい農業協同組合は、農地改革と並んで我が國農村の民主化と農業經營の高度化を圖らんとするものでござ

いまして、このことは昨年十一月九日連合軍總司令部から発せられました農地改革に関する覚悟において、非農民的利害に支配せられず、農民の経済的、文化的向上を目的といたしますところの農業協同組合運動が提唱されたことに徴し、しても亦明らかでございます。言わば農地改革によつて地均せられます基礎の上において、我が國農業の実体並びに特産世界経済に列した場合は我が國農業の在り方等についての深き考慮の下に斬らしい建築をなさんとするものでございまして、即ち従来の農業團體制度を根本的に刷新し、ここに新たに農民の自主的な協同組織を確立し、その協同の力によつて、我が國農業の勞働經營から來りまるところの不利益を補い、經營の合理化、生産性の向上、その他農民の経済的、社会的地位の向上を圖らんとするものでございます。

而して農業協同組合法案は全文百二箇條より成りますところの極めて大なる團體組織法でございますが、その内容については、従来の農業團體法制と著しくその趣きを異にいたしております点が、同時に又この新しい法案の内容としての重要な特徴でございますので、それらの点について概要御説明いたしたいと存じます。

第一は組合の構成に関する問題であります。全体を通じて自由の原則が

一貫して尊重せられておるといふこと
 でございます。即ちこのことは只今申
 上げましたごとく、農民の自主的協同
 組織確立がその根本義であることから
 来りまする当然の帰結でございますし
 て、従来の農業団体は、やまもすれば
 政府の統制方針によつてその自主性が
 妨げられ、組合員の意思による組合の
 自由なる発展に遺憾がありましたものと
 は異り、新しい組合は、その設立は
 勿論、地区の決定、組合員としての加
 入、脱退等すべて自由でありまして、
 従つてこの観点から、行政の監督も
 単に公益擁護の立場からする極く最小
 限度のものに止められておるのであり
 ます。即ち一面において農民の自由な
 る意思と判断とに委ねられることに
 いたしておると共に、他面においてはそ
 の結果も亦農民自身の責任に帰するの
 体制を採つておるのであります。農
 業協同組合による新生面の開拓は、一
 に農民のこれに関する熱と努力如何に
 懸かつておる次第であります。

法案の内容の第二の重要点は、組合
 が生産協同体であるという点を強調し
 ておることであり、その一つの現
 われは、耕作農民を正組合員といたし
 まして、その他の例えば組合の地区内
 に住所を有する者で、その組合の施設
 を利用することを相当と認められるよ
 りな者は、准組合員として組合に加入
 できません。誤決議及び役員を選
 挙権を持たないのであります。即ち組
 合の運営に参加することのできる組合
 員の資格を正組合員たる農民に限つて
 するのであります。この点従来の団体
 がやまもすれば非農民の利害に左右せ
 られ、従つて生産過程における協同的な
 仕事が進まなかつた理由の一半もこれ
 に基づくものと考えられたからであり
 ます。生産面を強調するもう一つの現
 われは、新しい組合の事業項目にお
 きまして、例えば法案の第十條におい
 て示しておりますごとく、農作業の
 共同化、農地の造成、改良、管理、或
 いは農業水利施設の設置管理、農村工
 業施設の運営、農業技術向上のための
 教育普及等、今後の協同組合活動の重
 要なる分野を積極的に明示してあるこ
 とであります。

次に農業協同組合法の制定に伴う農
 業団体の整理等に関する法律案につ
 いて申し上げます。この法律案の内容はそ
 の附名が示しておりますように、新
 らしい協同組合法の施行に伴つて、従
 来の農業会、養蚕実行組合等は、法律
 施行後八ヶ月前を最大期限として解散す
 るのであります。この解散手続、或
 いは既存農業団体の財産の処理又は引
 継等に関するものと、他の法令におけ
 る関係條文の整理改廃に関するもので
 ございます。

以上二つの法案共に施行期日につ
 きまして、原案で政令を以て定むるこ
 ととなつておる点を、衆議院において
 法律公布の日から一ヶ月以内において
 定むる旨の修正が行われておるのであ
 ります。

以上が二つの法案の内容についての
 御説明でございますが、委員会におき
 ましては、この協同組合が、前に申上
 げましたごとく、農業改革の上におい
 て今後占むる役割の極めて大であるこ
 と、又農村における生活分野を徹底的に
 活協同体的な重要な団体法制である
 点等に鑑みまして、予備審査として去
 る八月二十六日第一回目の審査をいた
 しまして以来、前後八回に亘つて終始
 慎重なる審議を重ねた次第でございま
 して、各條文に亘る逐條的な質疑を除
 いて、基本的な問題で而も大きな項目
 のみでも三十余の質疑が行われた次第
 であります。ここでは一々その詳細を
 御報告することは省略して頂きまし
 て、大体三つの項目に整理いたしまし
 て、代表的なものについて御報告申上
 げたいと存じます。

即ち数多くの質疑を分類いたします
 と、一つは、この法案が成立いた
 しました場合における協同組合の目的
 達成上必要な一般原則、言い換えま
 すならば、本法が完全に行われるため
 の基礎条件に関するものでありまし
 て、第二は協同組合自体に関するもの
 であり、第三は旧農業団体から新らし
 い協同組合に移行するに際しての経過
 的な問題に関するものでございます。

先ず第一の、本法が完全に行われる
 ための基礎条件に関する質疑といたし
 まして、多くの委員の方々より、我が
 國農業の將來における國際性から見た
 場合、傳えられるような農業恐慌は直
 ぐには来んし、又來ても昔と同じ形態
 ではないかも知れないが、併しいずれ
 にしてもそれに備へるためには、今か
 ら確乎たる心構えと準備をやり、この
 角度から協同組合を見て行かねばなら
 んと思ふ。従つて農業生産部門におけ
 る改善が特に必要であり、それには
 経営の共同及び高度技術化は勿論、
 農業資金資材の適正円滑なる確保に
 関する政府の積極的施策を必要とし、
 更にこれに併せ農地改革の徹底
 が大きな基礎条件であると思ふが、
 これに対する政府の所信如何との
 質疑に対しまして、政府の答弁は、先
 ず農林当局からは、いかなる形で世界
 水準に伍して行くかは今明言できない
 が、少くとも農村の民主化と生産力の
 増進、従つて生産コストを低下して行
 かなければならんことは至上命令で、
 この目的のために農地改革による民主
 化を図り、又本法によつて共同化を図
 ることが根本の考えである。而してこ
 の考え方において指導を行い、例えば
 家畜導入、農業機械化、農村電化、そ
 の他の農業の科学化、合理化について
 はすでに着手しており、今後又特に努
 力せねばならんと思ふ。農業技術の改
 善については、指導農場を中心として
 これに努めて行きたい。又資材面で

は、農機具は遺憾ながら不十分で、今
 後の努力を必要とするが、肥料につ
 ては生産は増加の一途を辿つておる。
 農地改革については、第二次改革は目
 下進行中で、明年三月末までに百三十
 五万町歩を買上げる予定であるから、
 既定計画はその大半を終える見通しが
 確実についておるとの趣旨の答弁がご
 ざいました。大藏當局よりは今後の日
 本再建には農業に負うところが極めて
 多いのであるから、廣く一般農業金融
 の疏通については十分努力いたした
 い。元來農業金融は長期低利性をその
 特徴とするのであるが、現在大口長期
 のものについては、農林中央金庫及び
 御業銀行が主として當つており、小口
 地元金融は農業会が當つており、今後
 はこれらの機關を中心として、特に農
 林中金を元締として行きたいと考えて
 おる。而して農林中心は現在整備中
 あるけれども、將來十分にその機能を
 果して頂きたいために、整備と同時に
 必要あらば擴大も考慮しておる。又小
 口地元金融は、今後は農業会に代つて
 協同組合を健全に育成して行く必要が
 あり、一面において自己資金としての
 預金の受入れに十分努力して貰うと共
 に、その資金の有効適切な活用につ
 いては、自主的、民主的運営と合せ
 て、政府としても格段の指導を考慮し
 たいとの趣旨の答弁がございました。

次に第二の問題であります協同組

合自体に関するものとしての質疑中には、法案の各條については勿論、組合運営の指針ともなるべき模範定款例についても貴重な質疑が行われましたが、時間の関係上、その多くは速記録に割愛することといたしまして、中二三三についての御報告をいたしたいと存じます。

即ちその一つは、農民組合と農業協同組合との関係について政府はいかに考えておるか、又近く農民組合法制定の意思ありやとの質疑に対して、農林大臣より、農民組合法制定の意思はな

大い、又農民組合と協同組合との関係については、その間一部共通点、例えばそれらの指導者に日本農業改善に關する熱意についての共通点はあるけれども、兩者は大体においてその存立意義は明確に区別し得るものと思ふ。即ち農民組合は端的にいつて、政治的に訴えてその要求を達せんとする運動体であり、この意味において政治的性格を有するが、協同組合は政治的運動はやつてはならぬものと思ふとの答弁がございました。又いわゆる生活協同組合との関係をいかに農村に結びつけるかとの質疑に對しましては、農村に關する限りにおいては、農業協同組合を以て生活協同組合と考へられたいとの趣旨の答弁がございました。

又法案の内容に關しての質疑といたしましては、組合法案の第九條第三項

におきまして、農民が行う薪炭生産の業務は、本法の適用については、これを農業とみなす旨の規定があるのではありませんが、このことは一般農政と林政との混淆を來す虞れがあり、更に又農民の自家用薪炭の程度であればまだしも、販賣用薪炭についてまでその業務を農業と見ること、は、林業會、森林組合との関係上摩撻が起り、これら團體の森林施業案にも支障を來すこととなり、更に又いろいろの統制或いは小運送その他の点から見ても、種々の團體が取扱うことは不可と思ふが如何との質疑に對しまして、農林當局より、農業協同組合は農民協同組合とも言うべきもので、人を中心として考へておるから、半農半山地方で、農民が副業としてやつておる薪炭生産は、協同組合法の適用上は農業とみなすことがむしろ自然的であり、且つ現状に即するよゝに思ふ。而してこのために主として山林政策に支障を來さず、又その意思も毛頭ない。ただ他の取扱機關との摩擦調整については別途に十分検討し、必要あらば特別の措置を講ずることといたしたいとの答弁がございました。

尚序でございますが、この第九條第三項の点につきましては、これを削除乃至修正をなすべしとの陳情、請願、及び原案通り実行を望む旨の陳情、請願がそれ／＼全国各地からございまして、これは御承知の通りでありまして、

要するにこの問題は、辯ずるところ農業開拓、林業等農林行政各部門に亘り、その間適切な綜合調整の必要なることを示唆しておるのであります。この点につきましては、委員會といたしましては全体を通じて強く政府の反省及び善処が要請せられましたところでありました。

次に組合法第十條第五項において、いわゆる信用事業を営む協同組合連合會は、他の事業を行うことができないことになつておるのでありますが、農業の改善、発達には資金が不可分であり、従つてこのいわゆる信用事業兼營禁止の趣旨如何との質疑に對しまして、農林、大藏兩當局より、單位の協同組合だけは例外的に信用事業の兼營を認めたのであるけれども、本來いろいろの事業を行う團體と信用事業を行う團體とは別にすることが預金の安定性を保持する上から見ても、亦系統機關の相互融資等の点から見ても適當であるとする考え方によつたものであるとの答弁がございました。

發展を期すべき出発点におきまして、多大の脆弱性を持つた不完全見として誕生することになるわけでありまして、この観点からも検討が重ねられました次第であります。

先ず第一の質疑は、新しい協同組合においても、非農民的支配が復活する虞れがあり、いわゆる既存勢力排除の方法が欠けていると思ふが如何との質疑に對しまして、農林大臣から、組合は自由の原則に基づいて設立、運営せられるのであるから、万一反に當り初既存勢力の力の強いものができて、その運営の途上必ず燃え上る農村民主化の熱意によつて改善せられると思ふ。又既存勢力というけれども、今日においてはいわゆる封建的地主の地位は衰へ、單に地主たるの故のみを以てしては最早指導力はないと思ふ。又人格識見優れた人であれば決してこれを排斥するに當らないとの趣旨の答弁がございました。

尤もこの政府の用意の具体的内容につきましては、北村委員から掘り下げて御質疑がございましたが、ここでは速記録に割愛いたしたいと存じます。

次に、旧農業團體に從事する約四十万にも及ぶ極めて多数の職員は失業をいかに考へておるか。又その対策如何との質疑に對しまして、現在の職員は一部はこの新しい協同組合の職員となるのみならず、その他作物統計調査局或いは指導農場の職員となり、更に又近く制定を期待している生産調整法に基き職員として活用せられ、むしろ今日の不十分な待遇よりはよくなり、大した心配はいらんとのこととございました。

以上が質疑趣旨の大要であります。かくて質疑終了後討論に付しましたところ、先ず共產黨を代表して板野委員から、新しい農業協同組合は、従来の非民主的な農業團體に比して極めて進歩的の意味を有しており、この観点より本案には賛成である。併しながら眞に法律所期の堅実なる組合の發達を期するためには、それを保証するための基礎的條件の完備、その他種々の施策が併せ行われることを必要とし、而してそのためには、土地改革の徹底、適正利率による農業資金の融通、及び農業再生産に必要な各種資材の優先的確保、生産の共同化、及び技術向上に關する積極的助成、公職追放者その他戦時中の農業團體役員

を新らしい協同組合の役員より排除する... 行政的措置、その他数項目に亘つて政府の措置を必要とする趣旨の意見の御開陳があつたのであります。

次に松村委員から、本案は賛成であるけれども、法案施行に關しては新しい農業協同組合によつて廣義農業の綜合發達を期し、畜産、養蚕及び茶業並びに林業等の専門的發達のための協同組合、その他の團体の組成及び發展の自由を尊重すること、農業金融及び協同組合の整理の調整に關して適切な措置を講ずること、農業に關する科学知識の普及並びに技術向上のための農業技術員の重用に關して措置をなすこと等に關しての行政廳に對する要望を述べられました。次に門田委員より、従来の農業会におけるがごときボエ的存在は、これを排除し、新らしい協同組合を眞の民主的組合たらしむるための必要性を強調せられました。本案に賛成の御意見があり、又高橋委員よりは、本案には賛成であるけれども、組合法第九條第三項に關連して、この條項のために林業と農業との分界が不分明になり、そのために森林政策の綜合統一を期する上において大なる支障を來す虞れあることを憂慮せられるので、かくのごときことのないように、政府は中央より地方末端に至るまで、十分徹底するよう努力せられんことを要望すると共に、速かに確乎たる森林政策の確立の必要を強調する旨の意見の御開陳がありました。又寺尾委員よりは、農業技術の向上普及の観点から、従來は農民の保守性等の關係もあつて、個々の農家を對象とし、篤農家の出現を期待するような観があつたが、新らしい機械の導入にしても、農産加工にしても、亦最も重要な新技術の普及についても、その根本は農家の協同組織が必要で、この意味において本法案に賛成すると共に、技術的發達のための今後の國家的施策の必要なる旨の意見の御開陳がありました。最後に羽生委員より、農業生産部門における共同化が最も必要で、これがためには土地改革の徹底を図ること、及び農業技術の飛躍的發達を図るためには、協同組合と眞に一体的活動をなすようにせねばならんとの意見をお述べになつて、本案に賛成の意を表せられたのであります。

とを要望すると共に、速かに確乎たる森林政策の確立の必要を強調する旨の意見の御開陳がありました。又寺尾委員よりは、農業技術の向上普及の観点から、従來は農民の保守性等の關係もあつて、個々の農家を對象とし、篤農家の出現を期待するような観があつたが、新らしい機械の導入にしても、農産加工にしても、亦最も重要な新技術の普及についても、その根本は農家の協同組織が必要で、この意味において本法案に賛成すると共に、技術的發達のための今後の國家的施策の必要なる旨の意見の御開陳がありました。最後に羽生委員より、農業生産部門における共同化が最も必要で、これがためには土地改革の徹底を図ること、及び農業技術の飛躍的發達を図るためには、協同組合と眞に一体的活動をなすようにせねばならんとの意見をお述べになつて、本案に賛成の意を表せられたのであります。

討論は以上を以て終り、採決に入りましたところ、農業協同組合法案外一件は全会一致を以ていずれも衆議院修正通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告を終ります。(拍手)

案に賛成の諸君の起立を請ひます。議員起立

- 議長 松平 恒雄君
副議長 松本治一郎君
出席者は左の通り。
議員 中西 功君 板野 勝次君
細川 嘉六君 西田 天香君
小川 友三君 阿竹賢次郎君
國井 淳一君 藤田 芳雄君
千田 正君 栗山 良夫君
佐々木良作君 羽仁 五郎君
星野 芳樹君 川上 嘉君
九鬼敏十郎君 玉置吉之丞君
田村 文吉君 小林米三郎君
波多野林一君 堀越 儀郎君
江熊 哲翁君 山下 義信君
宿谷 榮一君 岡本 愛祐君
島村 軍次君 安部 定君

- 高田 寛君 中川 以良君
小野 哲君 小川 久義君
鈴木 直人君 山崎 恒君
青山 正一君 楠見 義男君
帆足 計君 赤澤 與仁君
藤井 丙午君 三好 始君
加賀 操君 市來 乙彦君
服部 敏一君 伊達源一郎君
來馬 琢道君 松村貞一郎君
姫井 伊介君 伊藤 保平君
小宮山常吉君 寺尾 博君
飯田精太郎君 小杉 伊子君
川上 嘉市君 藤野 繁雄君
米倉 龍也君 赤木 正雄君
尾崎 行雄君 柏木 康治君
岡部 常君 岩男 仁藏君
穂積眞六郎君 奥 むめお君
三島 通陽君 北條 秀一君
矢野 西雄君 鎌田 逸郎君
徳川 宗敬君 河井 彌八君
下條 康慶君 佐佐 弘雄君
竹下 豊次君 鈴木 憲一君
木下 辰雄君 高橋龍太郎君
山本 勇造君 野田 俊作君
田中耕太郎君 梅原 眞隆君
村上 義一君 中村 正雄君
千葉 信君 大野 幸一君
内村 清次君 木村禮八郎君
清水 武夫君 下條 恭兵君
堀 眞琴君 松下松治郎君
赤松 當子君 丹羽 五郎君

- 岡村文四郎君 佐伯卯四郎君
木下 源吾君 門田 定藏君
宇都宮 登君 山内 卓郎君
井上なつる君 石川 準吉君
波多野 鼎君 原 虎一君
羽生 三七君 岩本 月洲君
岡元 義人君 新谷寅三郎君
島山 千壽君 若木 勝藏君
松井 道夫君 渡邊 甚吉君
伊藤 修君 吉川末次郎君
天田 勝正君 田中 信義君
谷口彌三郎君 植竹 春彦君
油井賢太郎君 岡田喜久治君
小畑 哲夫君 鈴木 順一君
平野善治郎君 入交 太藏君
小杉 繁安君 小林 勝馬君
紅露 みつ君 木内キヤウ君
原口忠次郎君 前之園喜一郎君
竹中 七郎君 藤森 眞治君
深川榮左エ門君 星 一君
水橋 藤作君 三木 治朗君
大島 定吉君 伊東 隆治君
村尾 重雄君 鈴木 清一君
岩崎正三郎君 齋 武雄君
鬼丸 義齋君 稻垣平太郎君
森下 政一君 小泉 秀吉君
塚本 重藏君 中井 光次君
木内 四郎君 櫻内 辰郎君
北村 一男君 加藤常太郎君
西川 昌夫君 川村 松助君

淺岡 信夫君 木下 盛雄君
 堀 末治君 荒井 八郎君
 西川甚五郎君 奥 主一郎君
 大屋 晋三君 黒田 英雄君
 石坂 豊一君 柴田 政次君
 大野木秀次郎君 遠山 丙市君
 森田 豊壽君 小林 英三君
 板谷 順助君 松野 喜内君
 黒川 武雄君 松嶋 喜作君
 一松 政二君 大隅 憲二君
 深水 六郎君 平岡 市三君
 仲子 隆君 屋形六郎兵衛君
 筑野 清雄君 團 伊能君
 中川 幸平君 西山 亀七君
 木村三四郎君 大隈 信幸君
 橋本萬右衛門君 池田七郎兵衛君
 左藤 義詮君 小串 清一君
 平沼彌太郎君

國務大臣 片山 哲君
 内閣總理大臣 栗栖 起夫君
 大藏大臣 森戸 辰男君
 文部大臣 水谷長三郎君
 商工大臣 菅米地義三君
 運輸大臣 三木 武夫君
 逓信大臣 西尾 末廣君
 國務大臣 西尾 末廣君
 政府委員
 内閣官房次長 瀧川 末一君
 總理廳技官(經濟安 定本部物價局長) 谷口 孟君
 大藏事務官(官房長) 森永貞一郎君
 大藏事務官(主 計局長) 河野 一之君

大藏事務官(主計局長) 前尾繁三郎君
 農林政務次官 井上 良次君
 貿易廳長官 永井幸太郎君
 運輸事務官(鐵道總局長官) 伊能繁次郎君
 運輸事務官(鐵道總局長) 田中不破三君
 逓信政務次官 椎熊 三郎君
 逓信事務官(總務局長) 大野 勝三君
 逓信事務官(總務局長) 横山 信夫君
 逓信主計課長 土井 直作君
 労働政務次官

定價 一部 一四四十錢

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷局
電話九段五三一〇
振替東京一九〇〇一
圖書課